

ひとり親家庭等の生活の安定と 子どもの健やかな成長を目指して

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画

計画期間：平成25年度～平成29年度

札幌市

はじめに

札幌市では、これまで「札幌市母子家庭等自立促進計画」に基づき、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、生活・子育て支援の充実、就業支援の充実、養育費確保の推進、経済的支援の推進の4つを基本目標として、ひとり親家庭等への総合的な支援を進めてまいりました。

今回策定したこの計画は、平成25年度から平成29年度までを対象とした3次目の計画となります。これまでの施策の充実に加え、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や就業機会を創出する事業等を新たに盛り込むなど、ひとり親家庭等への支援をより一層推進してまいります。

また、昨年度実施しましたアンケート調査やパブリックコメント等において寄せられた御意見で浮き彫りになった課題をしっかりと認識し、多くの支援者の方や関係団体とも連携しながら、ひとり親家庭等が安定した生活を送り、子ども達が健やかに成長できる社会の実現に努めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会」の委員の皆さまに御尽力いただいたほか、アンケート調査やパブリックコメントなどを通して、多くの市民の皆さまや関係団体等の方々から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

平成26年（2014年）1月

札幌市長 上田 文雄



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	計画の基本理念及び基本目標	2
5	用語の定義	3

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1	札幌市のひとり親家庭の動向	4
2	「札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査（アンケート）」の結果	7
3	前計画（平成20年度～平成24年度）の実施状況	23

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本的な方向性	29
2	施策の体系	29
3	成果指標	30

第4章 施策の展開

基本目標1	子育て・生活支援の充実	31
基本目標2	就業支援の充実	35
基本目標3	養育費確保の推進	38
基本目標4	経済的支援の推進	39

第5章 計画の推進について

1	関係機関・団体との連携	40
2	各種支援制度の周知	40
3	計画の実施状況の公表	40
4	計画の運用	40
5	計画の評価と検証	40

参考資料

- 参考 1 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過」……………43
- 参考 2 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱」……………44
- 参考 3 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会委員名簿」……………45
- 参考 4 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定連絡調整会議設置要綱」……………46
- 参考 5 「母子寡婦福祉制度の変遷」……………47
- 参考 6 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」…48
- 参考 7 「ひとり親家庭の生活と意識に関する調査の概要」……………60
- 参考 8 「ひとり親家庭(母子家庭)の生活と意識に関する調査」……………61
- 参考 9 「ひとり親家庭(父子家庭)の生活と意識に関する調査」……………72
- 参考 10 「ひとり親家庭(寡婦)の生活と意識に関する調査」……………83
- 参考 11 計画面案に対する市民意見……………91

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

特に母子家庭においては、就業経験が少ないことや、就業していても結婚、出産等による就業の中断などによって、就職や再就職に困難を伴うことが多いと言われています。父子家庭の中にも、就業と子育ての両立に悩みを抱えていたり、現在の雇用環境等を背景として経済的に厳しい状況にある家庭があります。

また、離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

さらに、子どもにとって、親との死別、離別という経験は子どもの精神面に与える影響が大きく、また、生活環境の変化もあって、ひとり親家庭の子どもは、学習や進学に対する不安や生活での様々な悩みを抱えがちです。このため、子どもの成長過程における不安等に対する十分な配慮も必要とされています。

このように、ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、家事・保育サービスを提供する事業や、就業・自立支援事業などのきめ細やかで総合的な支援が求められています。

札幌市では、こうした状況を受け、母子及び寡婦福祉法や、それに基づく国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）等を踏まえ、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を平成 17 年度（計画期間：平成 17～19 年度）及び平成 20 年度（計画期間：平成 20～24 年度）に策定し、同計画に基づいたひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を進めてきました。

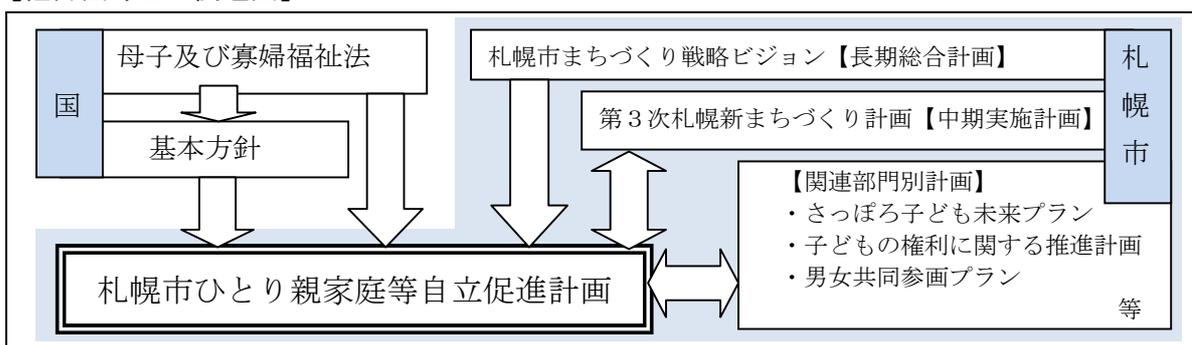
2 計画の位置づけ

この計画は、前計画期間が終了したことから、引き続き札幌市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として、母子及び寡婦福祉法第 12 条及び国の基本方針に基づき策定するものです。

また、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」（平成 22～26 年度）のほか、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」（平成 23～26 年度）、「第 3 次男女共同参画さっぽろプラン」（平成 25～29 年度）等と連動しながら、計画を進めていきます。

なお、この計画は、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（平成 25～34 年度）の個別計画に位置付けます。

【他計画等との関連図】



3 計画期間

この計画の計画期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までとします。ただし、計画期間中であっても、国のひとり親家庭等への支援施策の動向や社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の基本理念及び基本目標

(1) 基本理念

「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」

この計画では、日々の生活や子育てに大きな不安を抱えているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子ども達が、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭を支える社会を実現していくという思いを込めて、基本理念を定めます。

(2) 基本目標

この計画では、上記の基本理念を達成するため、以下の 4 つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

基本目標 1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業等の両立を図り、安定した生活を送るため、子育てや生活面での支援体制を充実させます。

基本目標 2 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ自立した生活を送るため、職業能力向上のための訓練や効果的な職業あっせん、就業機会の創出等の支援を充実させます。

基本目標 3 養育費確保の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を適切に受け取ることができるよう、社会的機運の醸成や養育費の取決めを促進するための支援を進めます。

基本目標 4 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、基本目標 2 で行う安定した生活のできる自立に向けた就業支援と併せて、各種貸付金や各種給付金による経済的支援を推進します。

5 用語の定義

この計画における用語については、次のように定義をします。

母子家庭	離死別等により配偶者のない女子が 20 歳未満の児童（※）を扶養している家庭
父子家庭	離死別等により配偶者のない男子が 20 歳未満の児童（※）を扶養している家庭
寡 婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童（※）を扶養していたことのあるもの
母子家庭等	母子家庭及び寡婦
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ ここでの児童の定義は、母子及び寡婦福祉法に定める児童の定義によっています。なお、児童扶養手当上の児童は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者をいいます。

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

この計画の策定に当たり、札幌市のひとり親家庭等の現状と課題を把握するため、各種統計調査、独自のアンケート調査及び前計画の実施状況の把握を行い以下のとおり整理しました。

1 札幌市のひとり親家庭の動向

(1) 離婚件数及び離婚率

札幌市の離婚件数及び離婚率は、平成13年（2001年）をピークに減少が続きましたが、近年は件数及び率ともほぼ横ばいで推移しています。平成24年では4,555件・2.36となっており、5年前の平成19年と比べると件数で83件、率で0.09ポイント減少しています。

全国の離婚件数及び離婚率は、平成14年（2002年）をピークに減少が続いており、平成24年では235,406件・1.87となっており、5年前の平成19年と比べると件数で19,426件、率で0.15ポイント減少しました。

なお、例年、札幌市の離婚率は全国の離婚率を上回っており、平成24年では、札幌市が2.36であるのに対して、国は1.87と、0.49ポイントの差があります。（図1-1・1-2）

図1-1 札幌市の離婚件数及び離婚率の年次推移

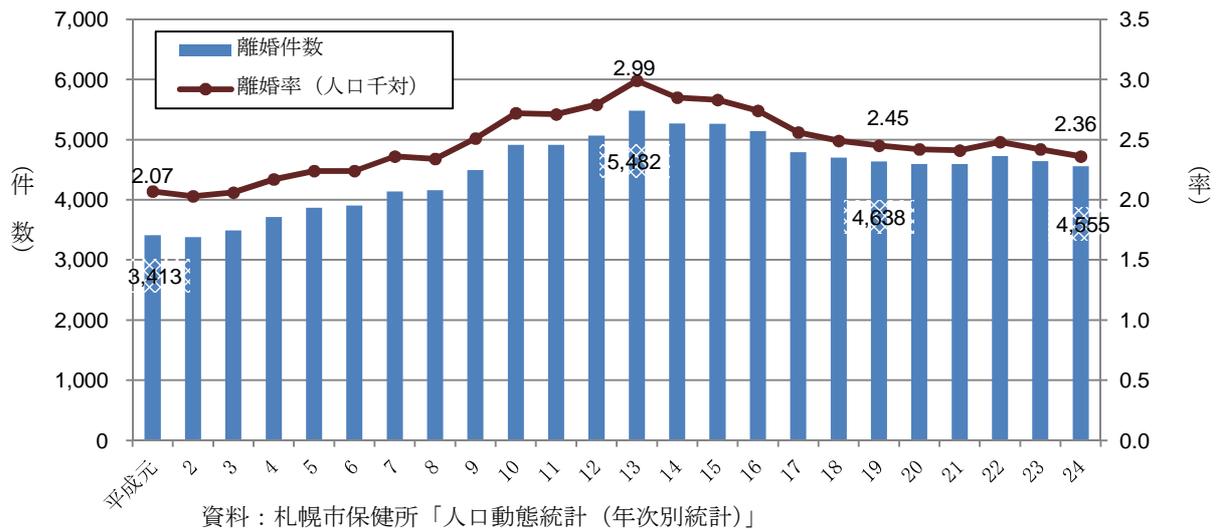
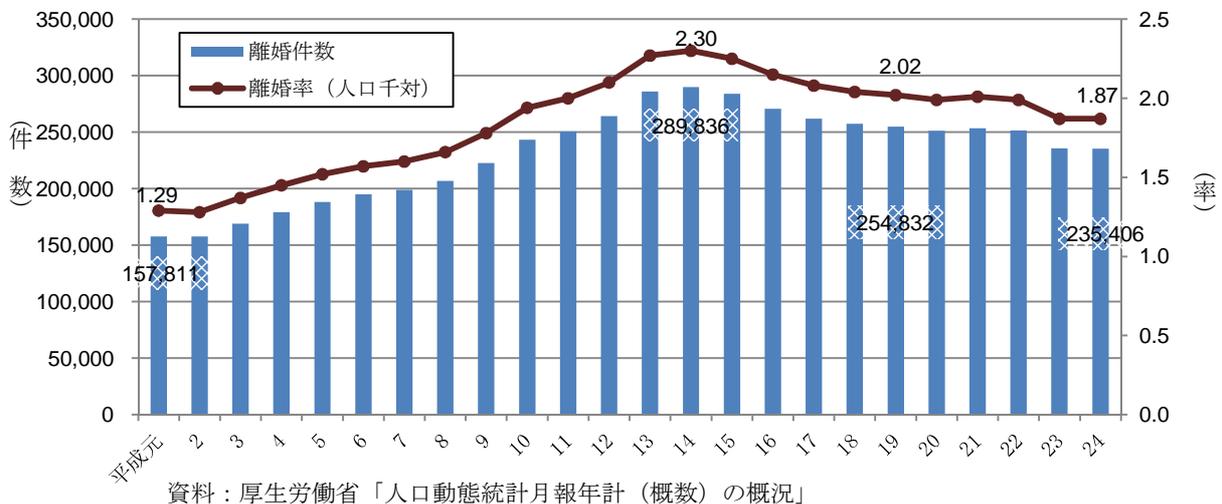


図1-2 全国の離婚件数及び離婚率の年次推移

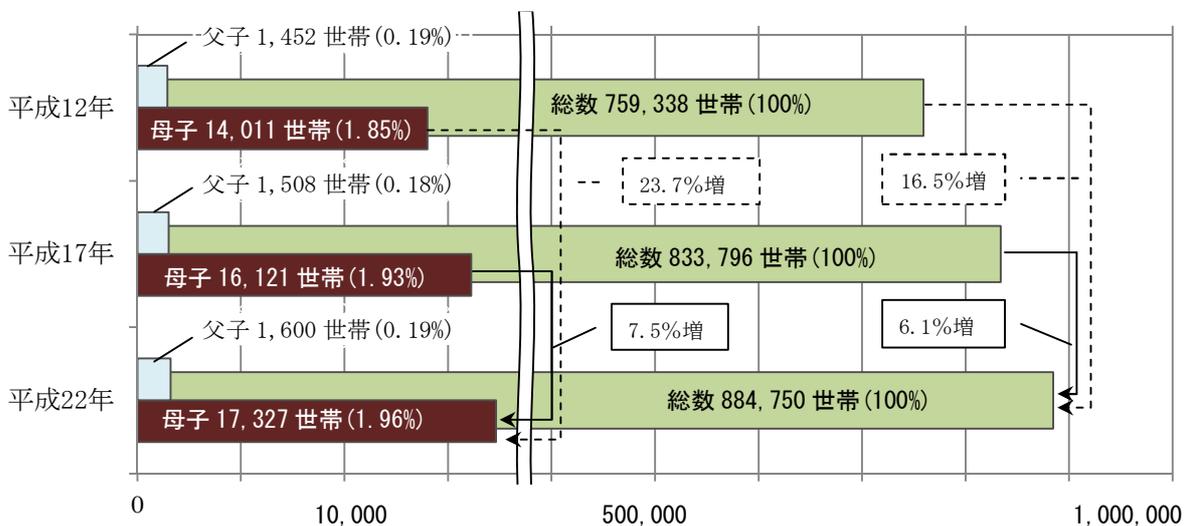


(2) ひとり親家庭の世帯数の状況

札幌市の母子家庭の世帯数と割合は、国勢調査によると、平成22年が17,327世帯で、平成17年から約7.5%、平成12年から約23.7%増加しており、父子家庭の世帯数は、平成22年が1,600世帯で、平成17年から約6.1%、平成12年から約10.2%増加しています。(図2-1)

また、20歳未満の児童のいる世帯総数は、少子化の進行により、平成22年が197,556世帯で平成17年から約5.8%、平成12年から約10.5%減少している一方、母子家庭の世帯数は前述のように増加しており、20歳未満の児童のいる世帯に占める母子世帯の割合が、平成12年で6.35%、平成17年で7.69%、平成22年で8.77と増加しています。(図2-2)

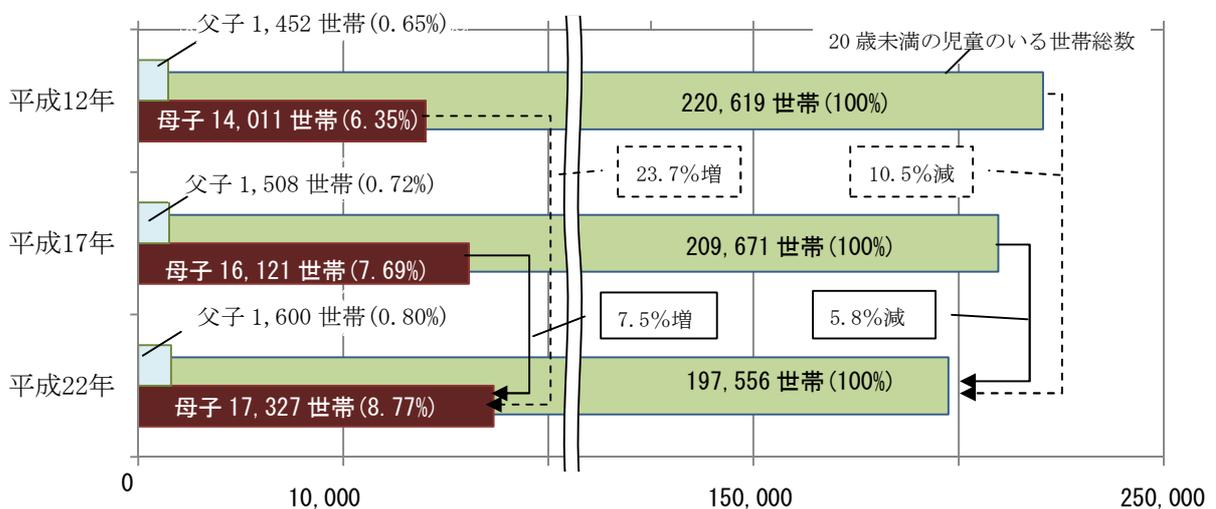
図2-1 札幌市の世帯総数と母子家庭及び父子家庭の世帯数



資料：国勢調査

※ ここでの母子(父子)世帯は、未婚、死別又は離別の女親(父親)と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯をいいます。

図2-2 札幌市の児童(20歳未満)のいる世帯数と母子家庭及び父子家庭の世帯数



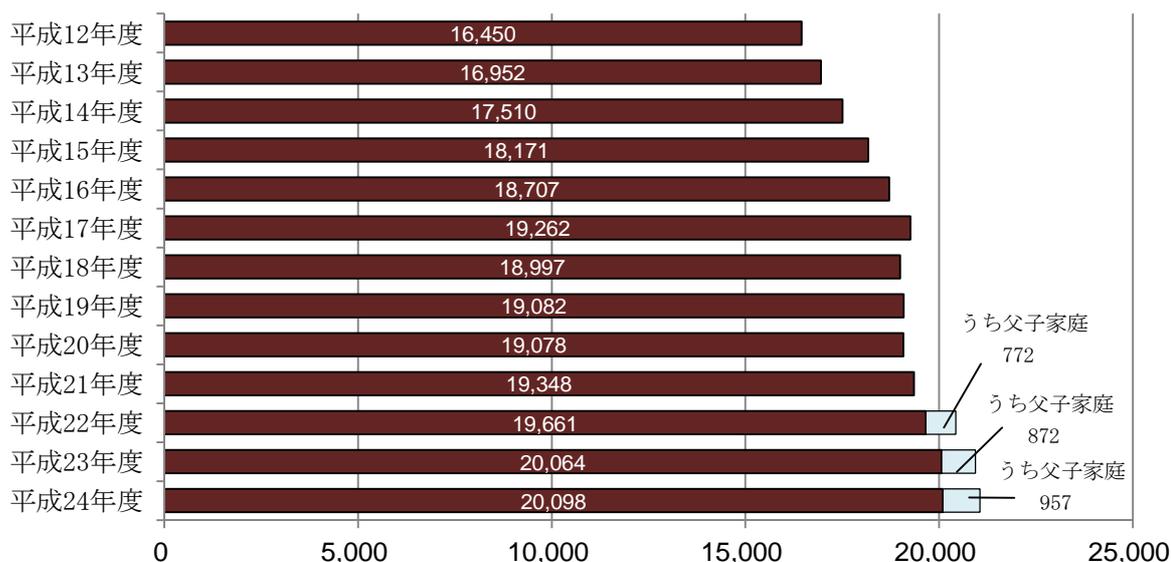
資料：国勢調査

(3) 児童扶養手当受給者数及び生活保護を受けている母子世帯数の状況

児童扶養手当の受給世帯数は、近年増加が続き、母子家庭では平成 23 年度に 20,000 件を超えました。また、平成 22 年度から受給対象となった父子家庭についても、平成 22 年度の 772 世帯から、平成 24 年度では 957 世帯と、185 世帯増加しています。(図 3)

また、生活保護を受けている母子世帯が母子世帯全体に占める割合は、平成 12 年度が 3,975 世帯・30.9%、平成 17 年度が 4,963 世帯・33.3%、平成 22 年度が 5,432 世帯(34.4%)と増加しています。(図 4)

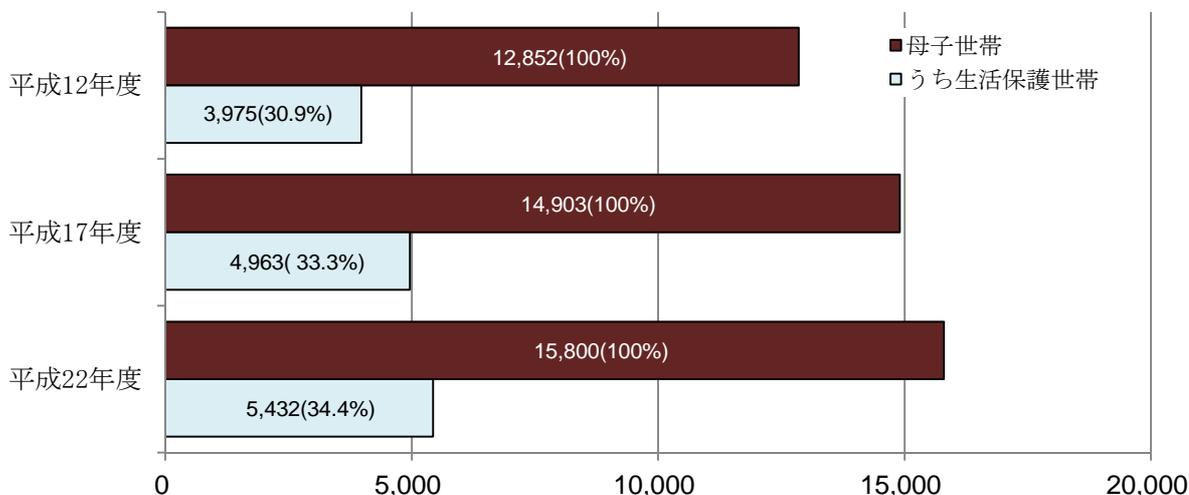
図3 札幌市児童扶養手当受給者数の推移



資料：札幌市児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ

※ 児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者をいいます。

図4 札幌市の生活保護を受けている母子世帯数



資料：「母子世帯」：国勢調査、「うち生活保護世帯」：札幌市生活保護統計年報（各年度3月時点）

※ ここでの母子世帯の児童の年齢は、札幌市生活保護統計年報の母子世帯の定義に合わせ、18歳未満としています。

2 「札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査(アンケート)」の結果

この計画の策定にあたり、札幌市におけるひとり親家庭等の生活全般の状況や意識について把握するため、平成24年10月に「札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査(アンケート)」(対象：母子家庭約2,000世帯、父子家庭約450世帯、寡婦約400世帯)を実施しました。

この調査では、ひとり親家庭の多くが子どもの学習面で不安を抱えていること、就業や収入が不安定であることなどが明らかになるとともに、ひとり親家庭を対象とした行政施策の認知度が低い状況が判明しました。

※ 調査結果の一部に前回調査結果や関連の統計数値を参考として記載しています。また、調査名は以下のとおり略称を用いているものがあります。

- ・平成19年同調査 … 「平成19年ひとり親家庭の生活と意識に関する調査」(札幌市子ども未来局)
- ・平成20年子ども未来局調査 … 「平成20年度札幌市子育てに関する実態・意向調査」(札幌市子ども未来局)
- ・平成23年市長政策室調査 … 「平成23年毎月勤労統計調査」(札幌市市長政策室)
- ・平成23年度教育委員会調査 … 「平成23年度札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査」(札幌市教育委員会)
- ・平成19年総務省調査 … 「平成19年就業構造基本調査」(総務省)
- ・平成23年厚労省調査 … 「平成23年度全国母子世帯等実態調査」(厚生労働省)

【調査結果の概要】

	母子家庭		父子家庭	
	札幌市	国 ^{※1}	札幌市	国
1 ひとり親世帯になった理由	離婚 91.3% (90.7) ^{※2} 死別 1.3% (1.1)	離婚 80.8% (79.7) 死別 7.5% (9.7)	離婚 77.5% 死別 19.5%	離婚 74.3% (74.4) 死別 16.8% (22.1)
2 就業状況	80.3% (79.9)	80.6% (84.5)	83.4%	91.3% (97.5)
うち正規職員・従業員	36.2% (37.2)	39.4% (42.5)	54.6%	67.2% (72.2)
うち自営業	2.8% (3.7)	2.6% (4.0)	19.1%	15.6% (16.5)
うちパート・アルバイト等	46.3% (42.2)	47.4% (43.6)	14.9%	8.0% (3.6)
3 年間収入	300万円未満の割合 74.2% (81.8)	291万円 (213)	300万円未満の割合 53.2%	455万円 (421)
4 年間就労収入 (ひとり親本人)	200万円未満の割合 66.2%	181万円 (171)	200万円未満の割合 34.4%	360万円 (398)

※1 国は、平成23年厚労省調査の結果。

※2 ()内の数値は、前回(札幌市は平成19年、国は平成18年)の調査結果。なお、札幌市の父子家庭は前回未調査。

(1) 「子育て・生活支援の充実」に関して

ア 相談体制について

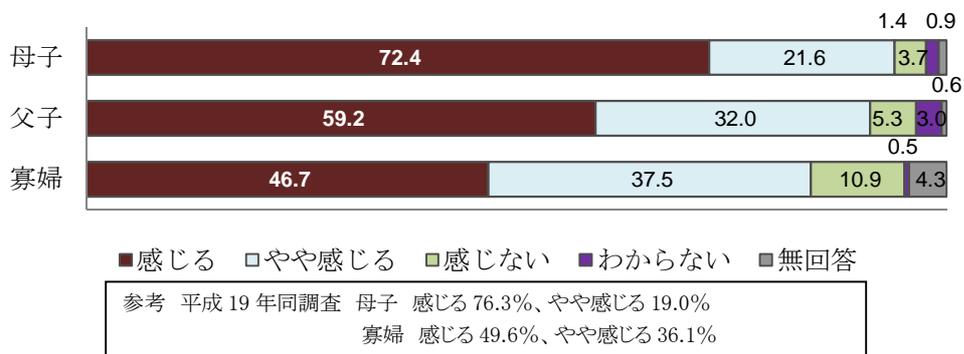
【現状】

- ① 今後の生活に対する不安について、母子家庭で94.0%、父子家庭で91.2%の方が「不安を感じる」または、「やや感じる」と回答しています。(図5)
- ② 現在困っていることについて、母子家庭で最も多かったのは「家計(76.8%)」次いで「仕事(45.7%)」、「自分の健康(38.7%)」となっています。
一方、父子家庭で最も多かったのは「家計(65.2%)」次いで「仕事(48.2%)」、「子育て(47.0%)」となっています。
また、寡婦で最も多かったのは「自分の健康(60.5%)」次いで「家計(39.5%)」、「親族の健康、介護(21.5%)」となっています。(図6)

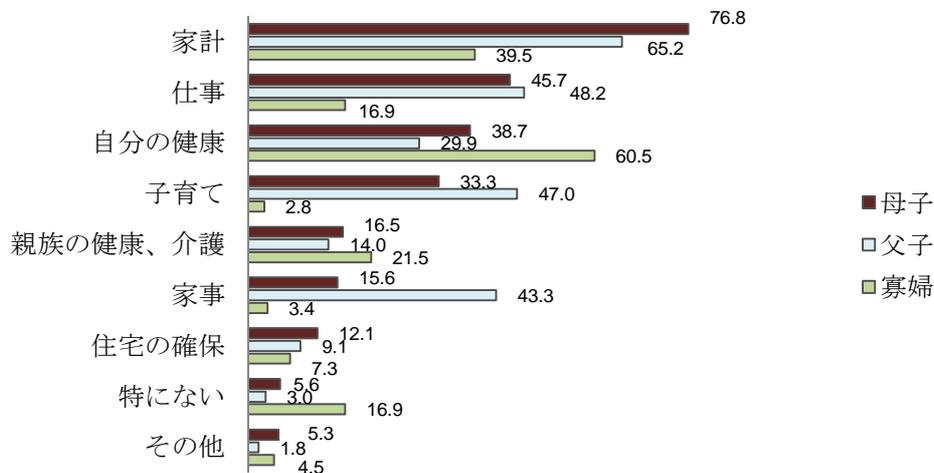
【課題】

- ① ひとり親家庭の多くは不安や悩みを抱えており、区役所の母子・婦人相談員、母子寡婦福祉センターなどでの相談体制の充実を図る必要があります。
- ② 母子家庭を保護し、自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設について、地域の母子家庭に対する支援や相談機能等の充実を図る必要があります。

【図5 今後の生活(経済的・子育て等)に対する不安】



【図6 現在困っていること】



イ 子どもの預かりについて

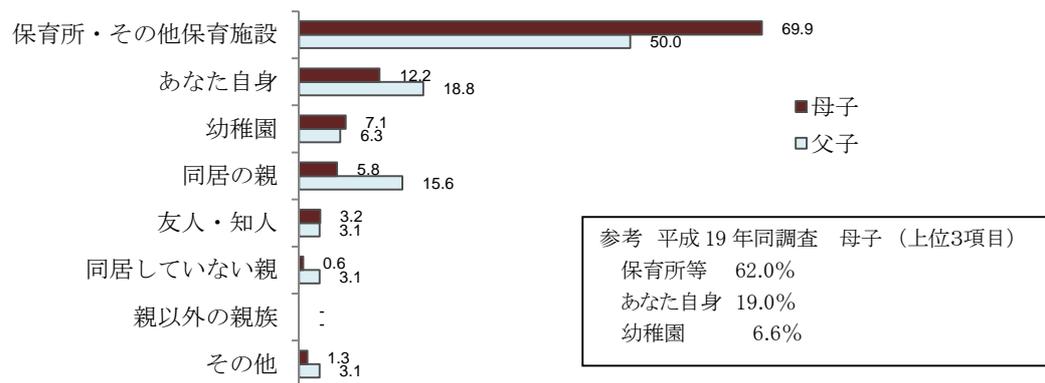
【現状】

- ① ひとり親家庭の就学前の子どもの日中の過ごし方について、「保育所・その他保育施設」と回答した割合が、母子家庭で69.9%、父子家庭で50.0%と最も多くなっています。(図7)
- ② ひとり親家庭の親が病気等のときに子どもの世話などをお願いできる方について、「子の祖父母(「同居の親」と「同居していない親」の合計)」と回答した割合が、母子家庭で58.0%、父子家庭で60.4%と最も多かった一方、「誰もいない」と回答した割合が、母子家庭で22.1%、父子家庭で23.1%となっています。(図8)

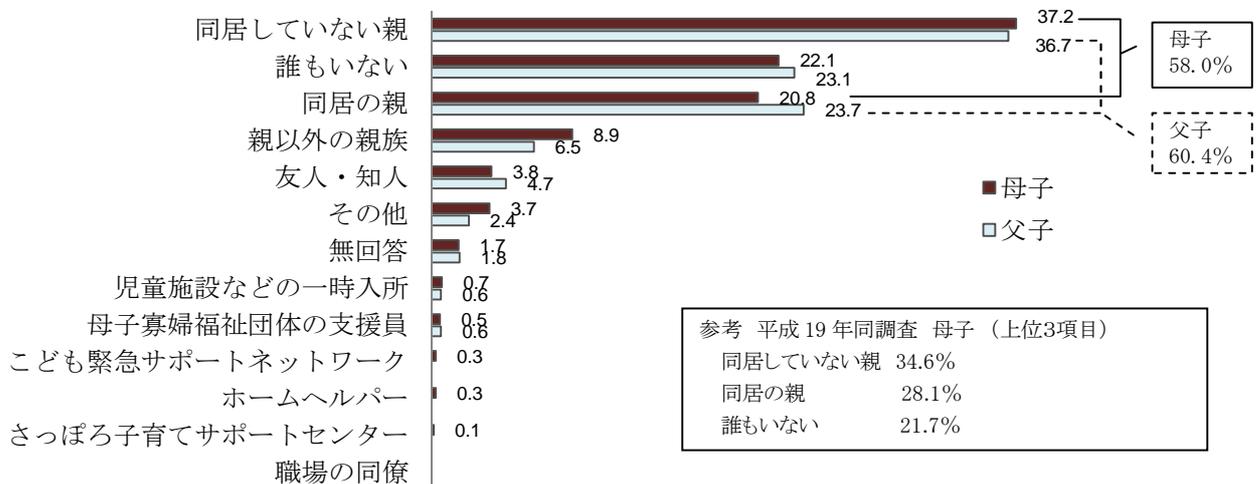
【課題】

- ① 母子家庭、父子家庭ともに保育所等の利用率は高く、就業による自立を目指すためには、安心して子どもを預けられる場所の確保等、保育サービスを充実させていく必要があります。
- ② 親が病気等のときに子どもの世話などをお願いできる方がいないと回答した方が2割以上いることから、緊急時の預かりに対応した事業について周知を図る必要があります。

【図7 就学前の子の日中の過ごし方】



【図8 ひとり親家庭の親が病気等のときの世話をする方】



ウ 子どもの放課後の過ごし方について

【現状】

放課後の過ごし方について最も多い割合は、小学生低学年で「学童保育・児童会館」（母子：43.5%、父子：45.5%）、小学校高学年で「家で過ごす」（母子：27.6%、父子：34.0%）、中学生は母子家庭の36.3%で「習い事・クラブ活動・塾・部活動」、父子家庭の37.5%で「家で過ごす」、高校生は「家で過ごす」（母子41.4%、父子36.1%）となっています。（図9）

【課題】

母子家庭、父子家庭ともに小学生低学年のうちには学童保育・児童会館の利用が多くある一方、学年が進むにつれて「家で過ごす」割合が増える傾向にあるため、利用者ニーズを踏まえながら、児童会館を活用した放課後の居場所づくりを進める必要があります。

【図9 放課後の過ごし方】

（単位 %）

一緒に過ごす人や場所など	小学1～3年生		小学4～6年生		中学生		高校生	
	母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子
あなた自身	16.1	6.1	10.3	10.6	12.7	15.3	14.0	16.4
同居の親*	9.3	21.2	14.8	6.4	6.0	5.6	5.0	3.3
同居していない親*	3.7	9.1	4.9	12.8	4.0	5.6	0.5	3.3
親*以外の親族	1.2	-	1.0	-	0.4	4.2	1.8	4.9
学童保育・児童会館	43.5	45.5	10.8	12.8	-	-	-	1.6
友人・知人	9.9	6.1	21.7	14.9	7.2	12.5	9.5	9.8
家で過ごす	11.8	9.1	27.6	34.0	32.3	37.5	41.4	36.1
習い事・クラブ活動・塾・部活動	3.1	3.0	6.4	8.5	36.3	16.7	26.6	18.0
その他	1.2	-	2.5	-	1.2	2.8	1.4	6.6

*ここでの「親」とは、母子家庭の母又は父子家庭の父の親であって、子どもにとっての祖父母を意味します。

参考1 平成19年同調査 母子
小学1～3年生（上位3項目）
あなた自身 20.6% 同居の親 13.5%
学童保育・児童会館 43.7%

参考2 一般世帯 平成20年度子ども未来局調査（抜粋）
「小学生低学年（1～3年生）の子どもの放課後の過ごし方」 14時～16時
家で保護者等又はひとりで過ごす 18.5%
放課後児童クラブ・児童会館などの公共施設を利用 17.8%

エ 子どもとの食事について

【現状】

子どもとの食事について、一緒に取ることが「ほとんどない」と回答した割合は、朝食では母子家庭で23.5%、父子家庭で50.3%、夕食では母子家庭で10.1%、父子家庭で26.0%となっています。（図11）

【課題】

母子家庭、父子家庭ともに親子で一緒に食事を取っていない世帯も多く、特に父子家庭ではその傾向が強く表れています。親子が一緒に食事をとることができるよう仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進などが必要です。

【図 10 朝食を一緒にとる親子】



【図 11 夕食を一緒にとる親子】



参考1	平成19年同調査	母子
	朝食	ほとんどない 29.8%
	夕食	ほとんどない 12.0%

参考2	一般世帯	平成23年度	教育委員会調査
			一人で朝食をとる機会が多い小学5年生 20.3%

オ 子どもに関する悩みや期待について

【現状】

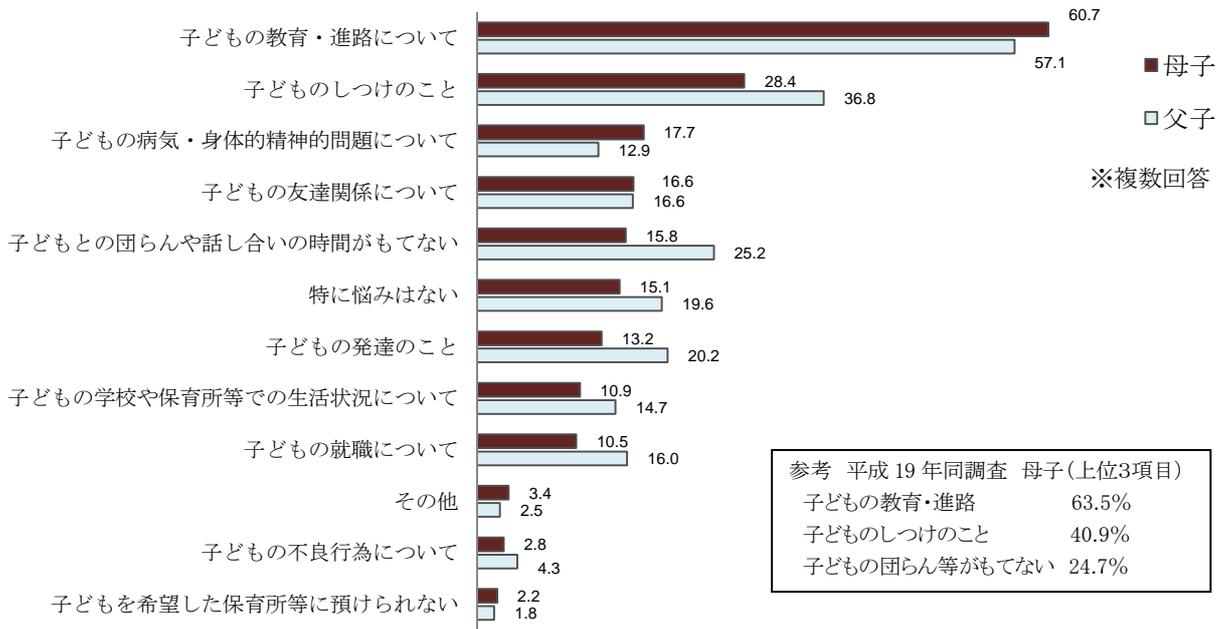
- ① 子どもに関する悩みについて、最も多かった回答は「子どもの教育・進路について（母子：60.7%、父子 57.1%)」、次いで「子どものしつけのこと（母子：28.4%、父子 36.8%)」となっています。（図 12）
- ② 子どもに望む最終学歴について、最も多かった回答は「大学卒業（母子：43.9%、父子 43.2%)」、次いで「高校卒業（母子：23.7%、父子 33.1%)」となっています。
 なお、国の調査によると、ひとり親家庭は、大学・短大に進学している割合が比較的低い傾向にあります。（図 13）

【課題】

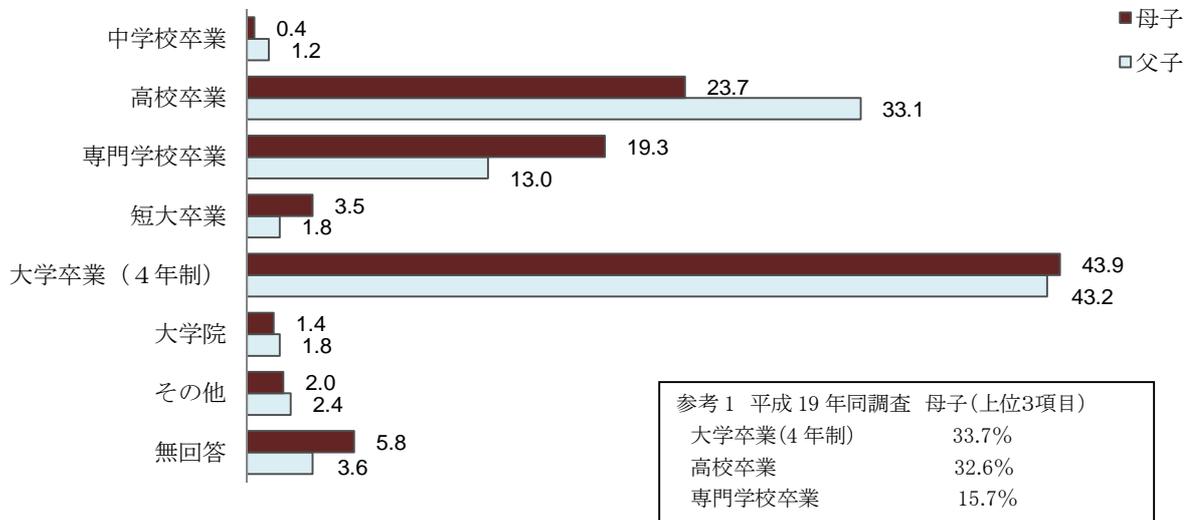
子どもについての悩みや子どもに望む最終学歴、さらには、ひとり親家庭が行政に望むこと（「就学援助」、「子どもの学習支援」と教育に関する援助を望む声が多い（P21・図 33 参照））から、子どもの教育への高い関心が伺えます。

また、ひとり親家庭の子どもは、親との離別経験や将来への不安、親への気遣いなど特有の悩みを持っている場合があることを踏まえると、子どもの不安感を解消し、学習習慣を身につけるために、生活や学習面に着目した支援が必要です。

【図 12 親の子どもに対する悩み】



【図 13 子どもに望む最終学歴】



参考 2 平成 23 年厚労省調査 ひとり親世帯の 19 歳
 (平成 23 年 11 月時点)の子の就学・就労状況
 ・母子 就労 29.1% 大学生 20.6% 短大生 5.0%
 ・父子 就労 42.9% 大学生 17.9% 短大生 1.8%

参考 3 平成 24 年度学校基本調査(文部科学省)
 ・大学・短大進学率(現役) 53.6%
 ・専門学校進学率(現役) 16.8%
 ・高卒就職率 16.7%

カ 住居について

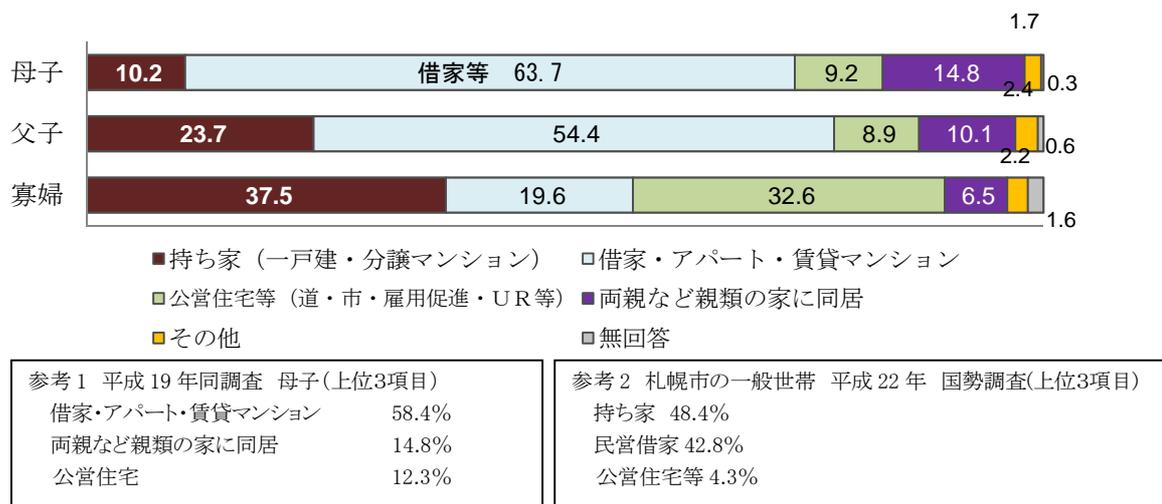
【現状】

- ① 住まいの種類について、母子家庭及び父子家庭では「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も多く（母子：63.7%、父子：54.4%）、寡婦では「持ち家」と回答した割合（37.5%）が最も多くなっています。（図 14）
- ② 転居を希望している割合は、母子家庭で 48.5%、父子家庭で 45.6%、寡婦で 22.8% となっており、そのうち転居希望理由として最も多かった回答は「家賃が高い（母子：35.2%、父子 37.7%、寡婦 31.0%）」となっています。（図 15・16）
- ③ 転居先の希望住居について、母子家庭の 43.4%、父子家庭の 32.5%、寡婦の 47.6% が公営住宅等を希望しています。（図 17）

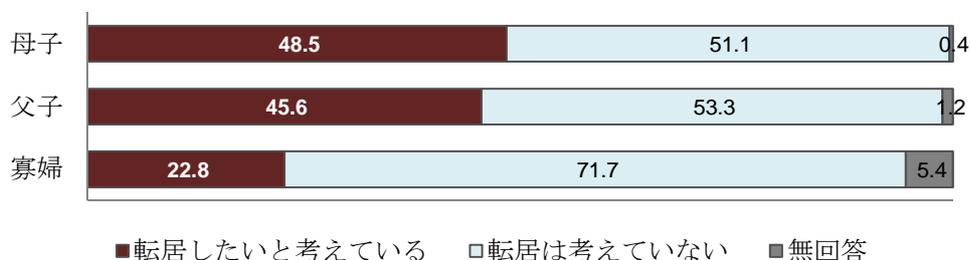
【課題】

世帯構成や世帯所得など各家庭の状況に相応しい、住環境の確保が求められています。

【図 14 住まいの種類】

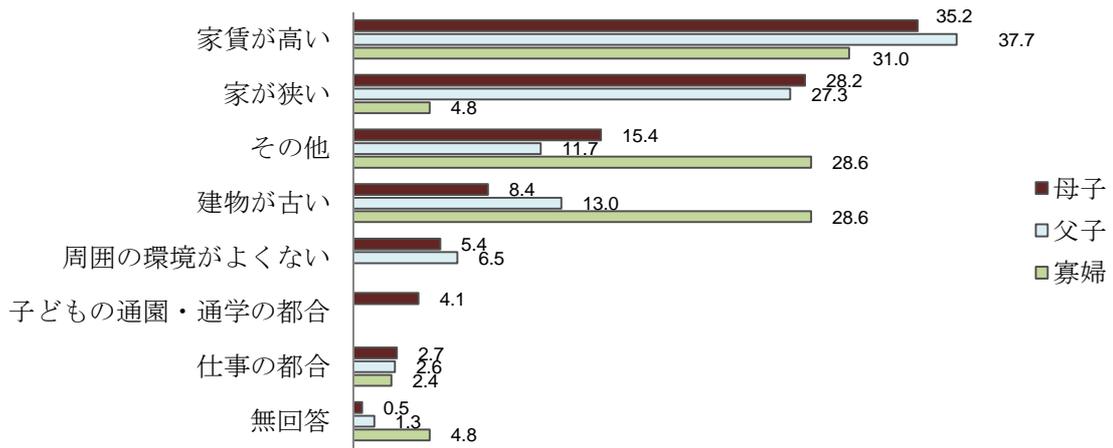


【図 15 転居希望】



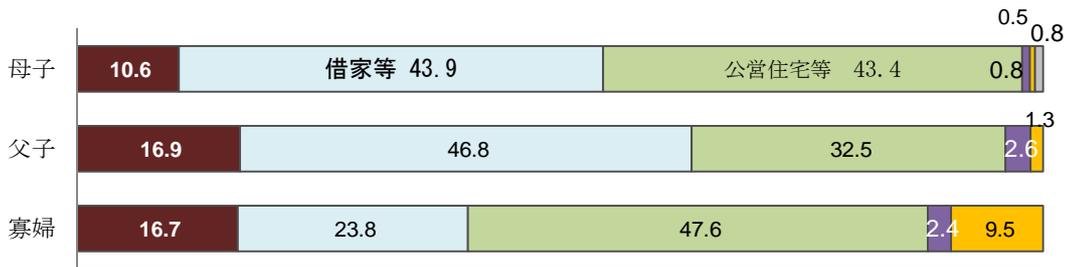
参考 平成 19 年同調査 母子	
転居したいと考えている	48.9%
転居は考えていない	49.1%

【図 16 転居希望理由】



参考 平成 19 年同調査 母子(上位3項目)	
家賃が高い	37.4%
家が狭い	29.6%
建物が古い	9.9%

【図 17 転居先の希望住居】



- 持ち家 (一戸建・分譲マンション)
- 借家・アパート・賃貸マンション
- 公営住宅等 (道・市・雇用促進・UR等)
- 両親など親類の家に同居
- その他
- 無回答

参考 平成 19 年同調査 母子(上位3項目)	
公営住宅等	57.4%
借家・アパート・賃貸マンション	34.0%
持ち家(一戸建て・分譲マンション)	6.4%

(2) 「就業支援の充実」に関して

ア 収入について

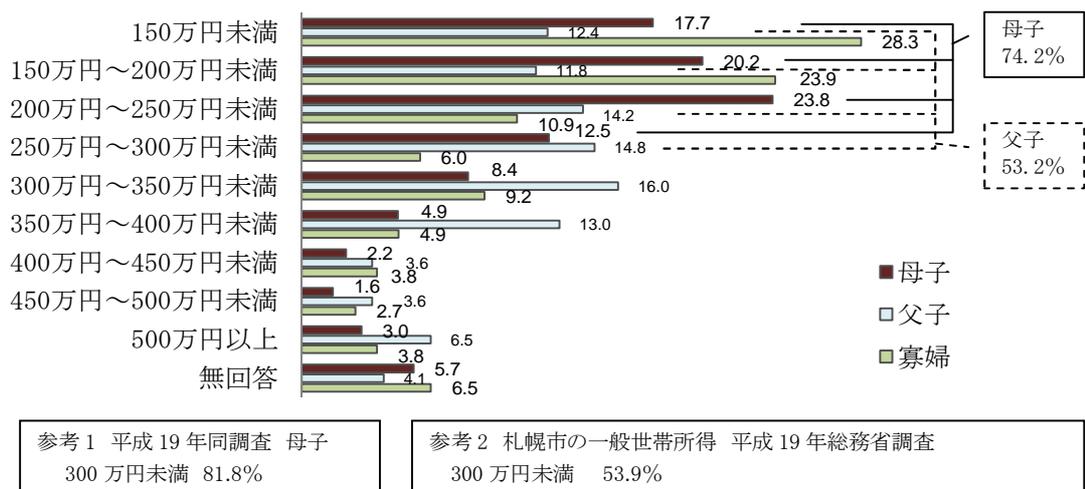
【現状】

- ① 年間世帯収入が300万円未満の世帯の割合は、母子家庭で74.2%、父子家庭で53.2%となっています。一方で、札幌市の一般世帯で所得が300万円未満の世帯の割合は53.9%となっています。(図18)
- ② 就労による年間収入が200万円未満の世帯の割合は、母子家庭で66.2%、父子家庭で34.4%となっています。一方で、札幌市の勤労者の年間平均賃金は女性で約265万円、男性で約506万円となっています。(図19)

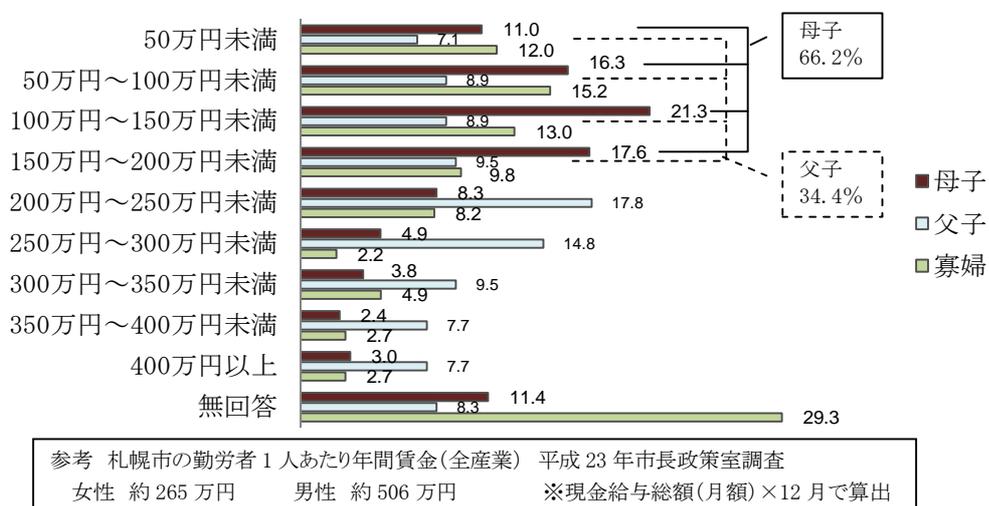
【課題】

ひとり親家庭は収入が低い傾向にあることから、公的貸付金や給付金など各種支援制度を周知するとともに、経済的自立に向けた就労支援策の充実が必要です。

【図18 年間世帯収入】



【図19 就労収入】



イ 稼働状況について

【現状】

① 雇用形態について、パート・アルバイト（雇用期間が1年未満の就労者）は、母子家庭で46.3%、父子家庭で14.9%となっています。一方で、札幌市の一般世帯の雇用形態のうちパート・アルバイトの割合は、女性で38.1%、男性で9.4%となっています。

（図20）

② 現在の仕事の悩みについて、母子家庭で最も多かったのは「収入が少ない（67.0%）」、次いで「雇用や身分が不安定（28.7%）」、「休みがとりにくい（26.6%）」となっています。

父子家庭では「収入が少ない（64.8%）」、「休みが取りにくい（34.4%）」、「子どもと接する時間が持てない（33.6%）」の順となっています。（図21）

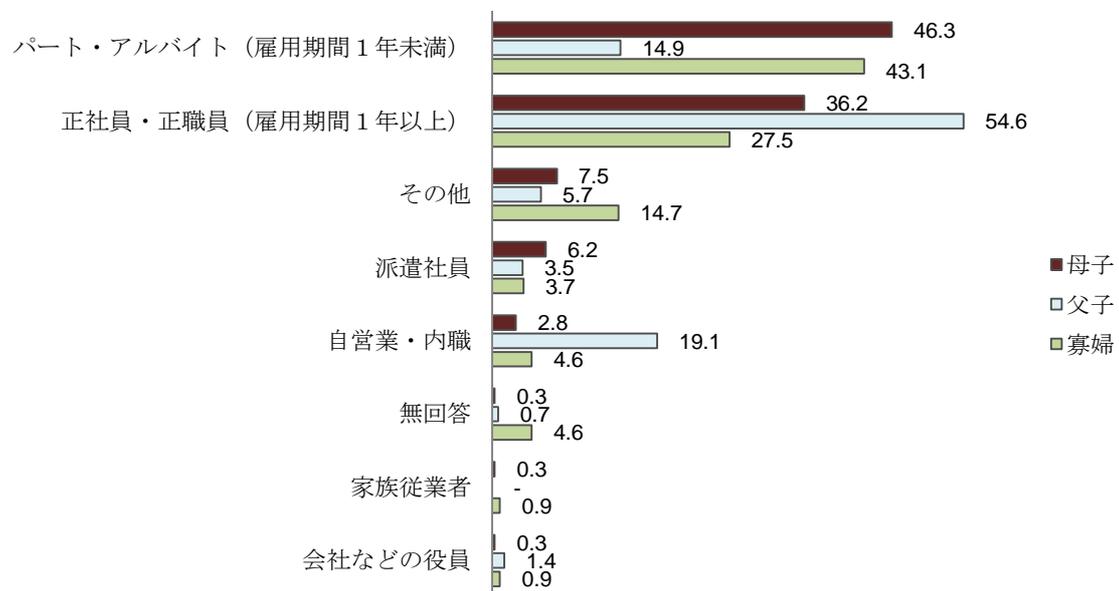
③ 現在の仕事の今後について、今の仕事をかえたい（仕事の内容をかえたい、勤め先をかえたい、フルタイムの仕事にかわりたい、パートの仕事にかわりたい）と希望している割合は、母子家庭で40.1%、父子家庭で31.2%となっています。（図22）

【課題】

① 母子家庭、父子家庭ともに、雇用や身分が不安定な方が多く、安定した就労への支援をする必要があります。

② 母子家庭及び父子家庭ともに、仕事をかえたいと希望している方が相当な割合であることから、就業に関する相談や情報の提供等、適切な就業支援が必要です。

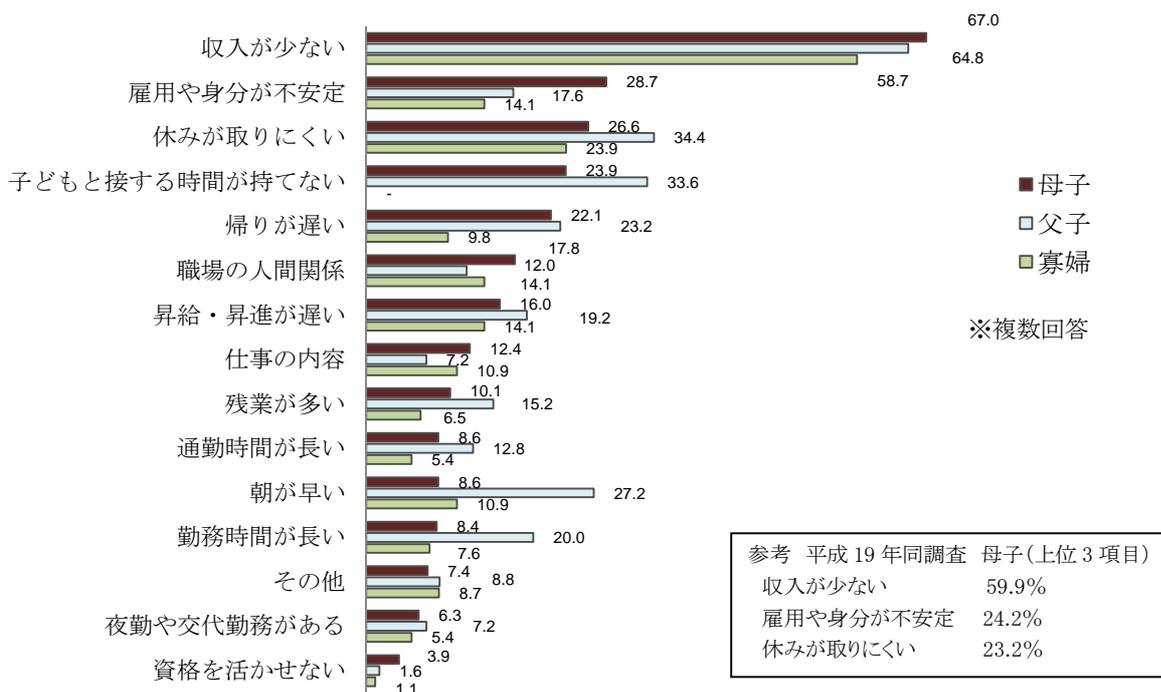
【図20 雇用形態】



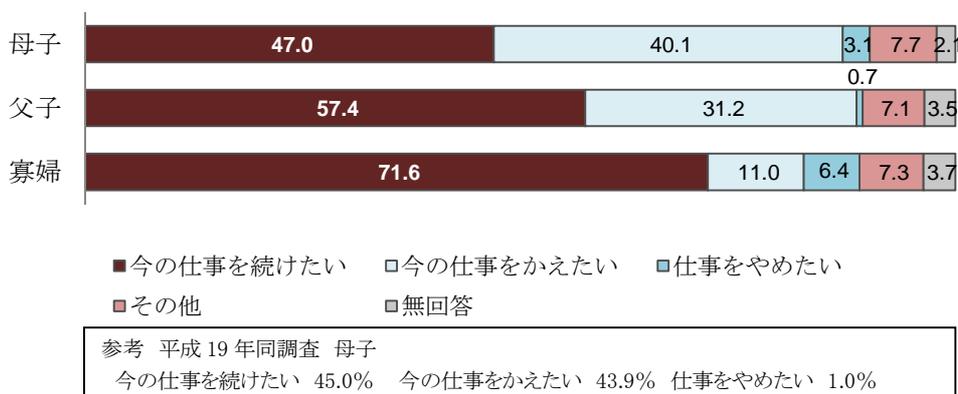
参考1 平成19年同調査 母子
パート・アルバイト 42.2%
正規の職員・従業員 37.2%

参考2 札幌市の一般世帯雇用形態 平成19年就業構造基本調査
女 パート・アルバイト 38.1% 正規の職員・従業員 38.6%
男 パート・アルバイト 9.4% 正規の職員・従業員 63.0%

【図 21 仕事の悩み】



【図 22 転職等の希望】



ウ 資格について

【現状】

① 現在有している資格・免許について、母子家庭で最も多かったのは「普通自動車一種免許 (88.8%)」、次いで「簿記・珠算・速記 (28.4%)」、「パソコン・ワープロ (26.6%)」となっています。

父子家庭で最も多かったのは「普通自動車一種免許 (95.0%)」、次いで「大型・小型自動車二種免許 (23.1%)」、「簿記・珠算・速記 (10.6%)」となっています。(図 23)

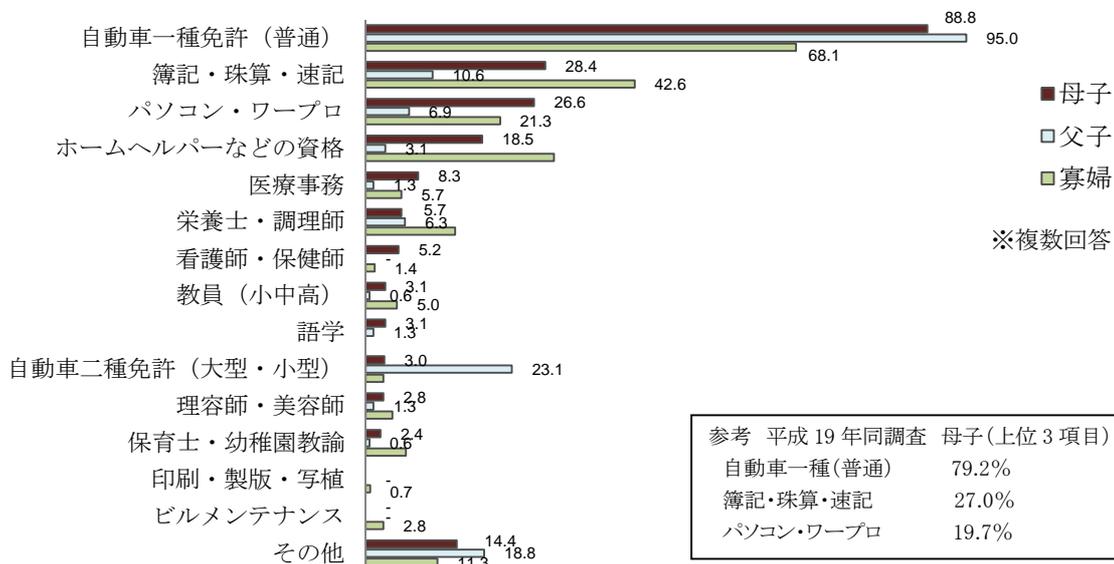
② 今後取得したいと思っている資格・免許について、母子家庭で最も多かったのは、「特にない (21.2%)」を除いて「パソコン・ワープロ (13.3%)」となっており、次いで「ホームヘルパーなどの資格 (9.2%)」となっています。

父子家庭で最も多かったのは「特にない (36.1%)」を除いて「大型・小型自動車二種免許 (12.4%)」となっており、次いで「ホームヘルパーなどの資格 (5.9%)」となっています。(図 25)

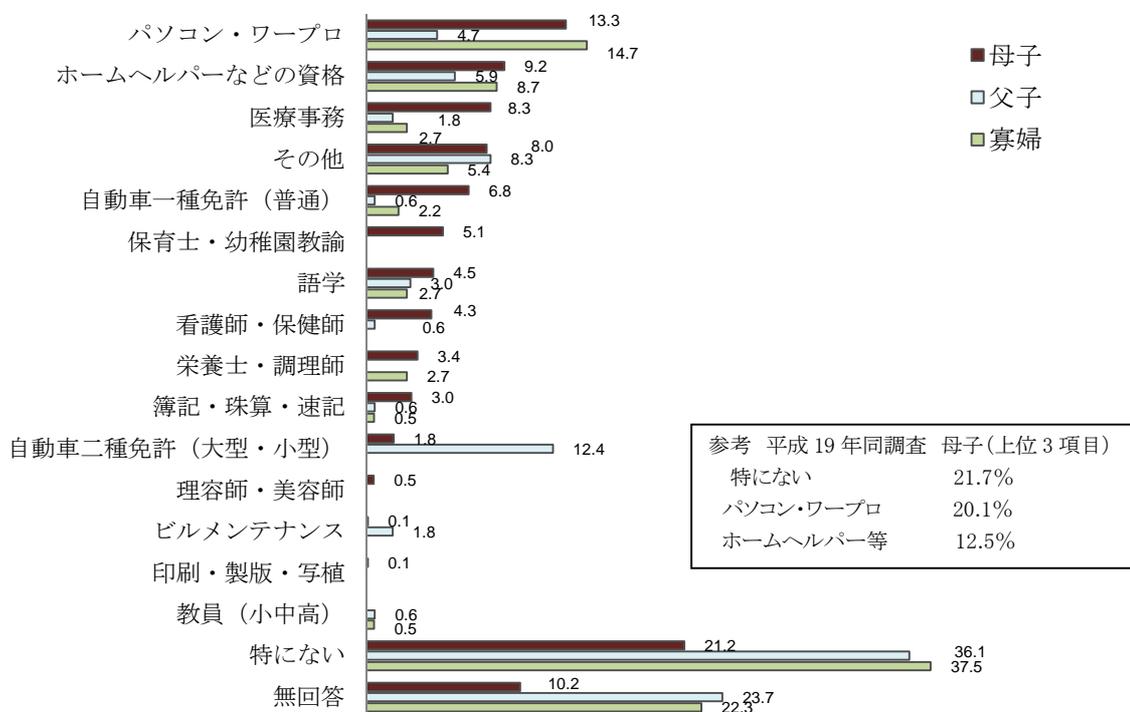
【課題】

母子家庭、父子家庭ともに雇用や身分が不安定な方が多く、就業に結びつきやすい資格取得や技能習得のための支援を進める必要があります。

【図 23 現在有している資格】



【図 24 今後取得したい資格】



(3) 「養育費確保の推進」に関して

ア 養育費について

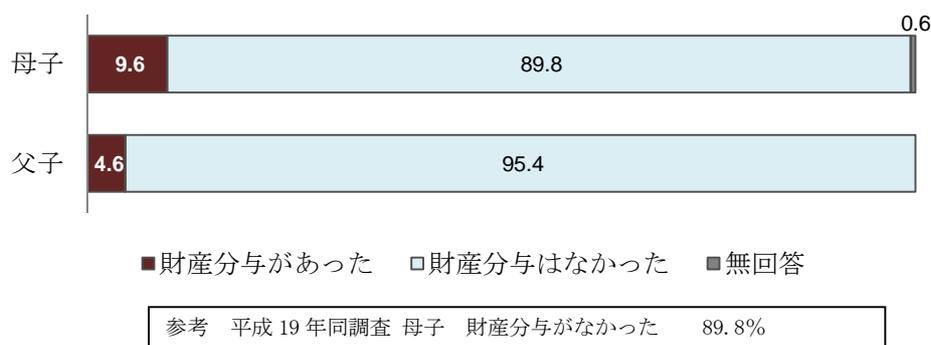
【現状】

- ① 財産分与について、「財産分与はなかった」と回答した割合は、母子家庭で 89.8%、父子家庭で 95.4%となっています。(図 25)
- ② 養育費の取り決めについて、「養育費の取り決めをしていない」と回答した割合は、母子家庭で 51.1%、父子家庭で 81.7%となっています。(図 26)
- ③ 養育費の受け取り状況について、「養育費を受け取ったことがない」と回答した割合は、母子家庭で 51.7%、父子家庭で 87.8%となっています。(図 27)
- ④ 養育費の相談について、「誰にも相談しなかった」と回答した割合は、母子家庭で 45.3%、父子家庭で 73.1%となっています。(図 28)
- ⑤ 取り決めがある場合の子ども一人あたりの養育費の月額について、母子家庭では「2万円～3万円未満」と回答した割合が 30.9%、父子家庭では「その他（養育費を受け取らないなど）」を除き「1万円～2万円未満」と回答した割合が 26.1%と最も多くなっています。

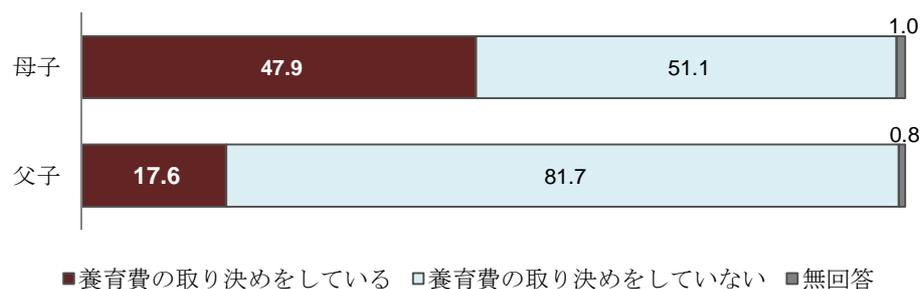
【課題】

財産分与や養育費の取り決めにより生活の安定につなげるためにも、専門家による相談制度の周知を図るとともに、親の養育費に対する意識を高める啓発を進めていくことが必要です。

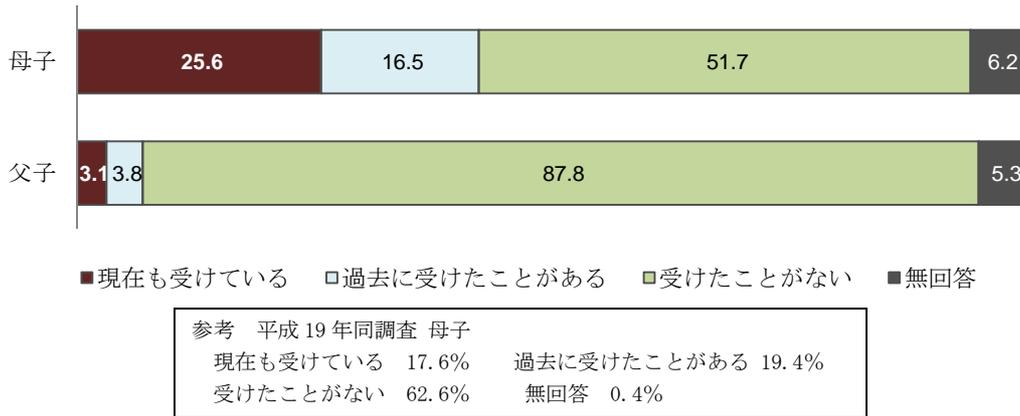
【図 25 財産分与の状況】



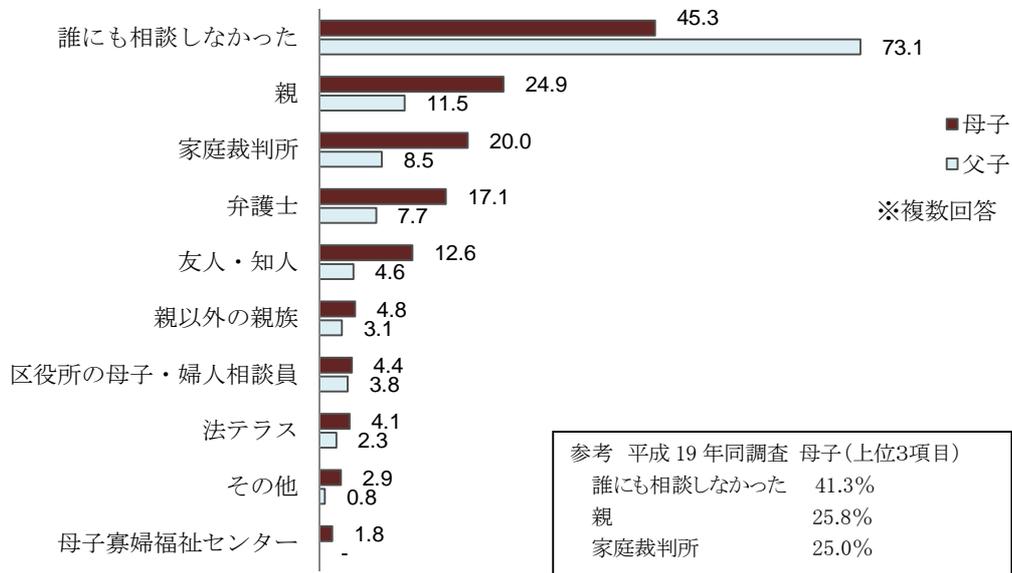
【図 26 養育費の取決めの状況】



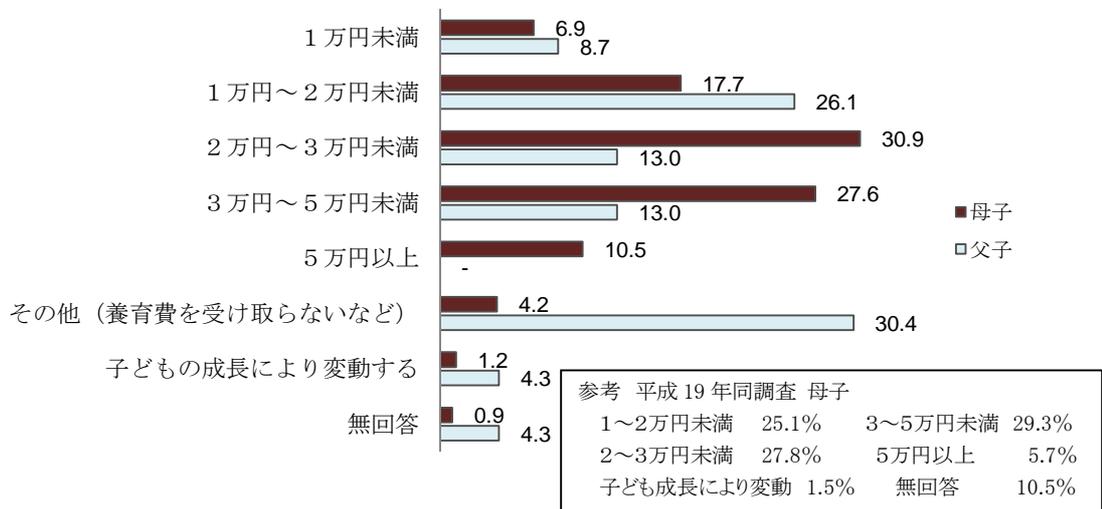
【図 27 養育費の受取状況】



【図 28 養育費についての相談】



【図 29 取り決めがある場合の子ども一人あたりの養育費の月額】



イ 面会交流について

【現状】

- ① 面会交流の取り決めについて、母子家庭で74.0%、父子家庭で72.5%の方が「面会交流の取り決めをしていない」と回答しています。(図30)
- ② 面会交流の実施状況について、母子家庭で39.4%、父子家庭で40.5%の方が「面会交流を行ったことがない」と回答しています。(図31)

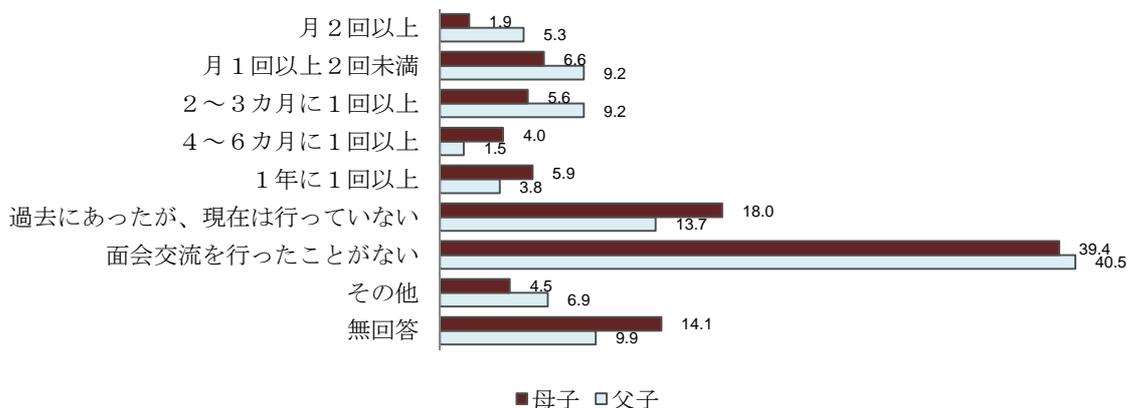
【課題】

面会交流が子どもの利益につながると考えられる場合は、その取り決めや実施につなげることが望ましいことから、専門家による相談制度の整備、普及啓発などをはじめ、面会交流に関する支援について検討していく必要があります。

【図30 面会交流の取り決め状況】



【図31 面会交流の実施状況】



(4) 「経済的支援の推進」に関して

○ 収入状況（家計）について

【現状】

- ① ひとり親家庭が現在困っていることとして、母子家庭で76.8%、父子家庭で65.2%の方が収入面（家計）をあげています。(図6)
- ② 年間世帯収入が300万円未満の世帯の割合は、母子家庭で74.2%、父子家庭で53.2%となっています。就労による年間収入が200万円未満の世帯の割合は、母子家庭で66.2%、父子家庭で34.4%となっています。(図18・19)

【課題】

ひとり親家庭の多くが収入面を課題としていることから、就業支援と併せて、母子寡婦福祉資金や児童扶養手当などによる支援や制度の周知を推進する必要があります。

(5) 行政施策の認知度と要望に関して

○ 行政施策の認知度と要望について

【現状】

- ① ひとり親家庭等の行政施策の各種制度に対する認知度が低い状況にあります。(図 32)
- ② ひとり親家庭が行政に望むことは、「就学援助」、次いで「子どもの学習支援」と子どもの教育に関する援助を望む声が多く、寡婦では、「医療助成制度」や「年金制度」の充実を求める声が多くあります。(図 33)

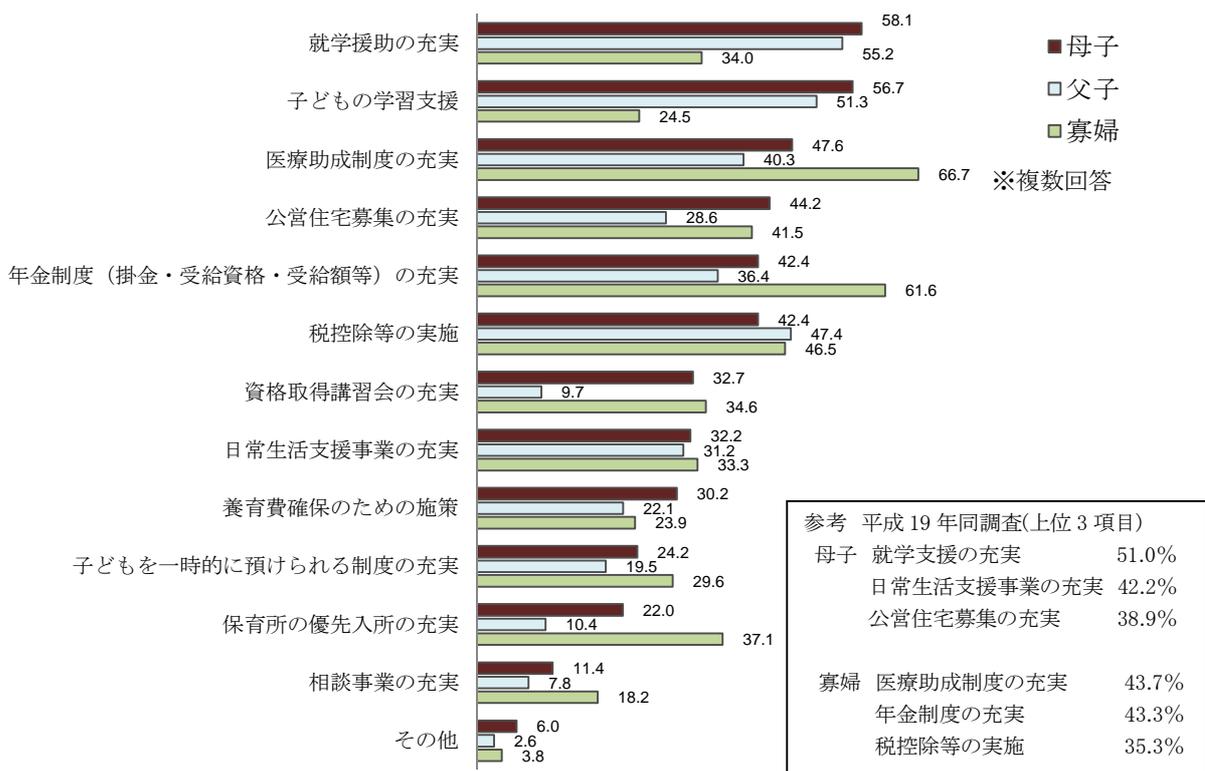
【課題】

施策によって差はありますが、全体的に認知度は低く、各施策についての周知を図っていくことが必要です。また、ひとり親家庭等が行政に望んでいることに対応するためには、関係機関・団体が緊密に連携していく必要があります。

【図 32 行政施策の各種制度の関する認知度】

施策	利用あり	知っている	知らない
区役所の母子・婦人相談員	13.4%	25.2%	41.6%
母子寡婦福祉資金貸付	4.5%	33.3%	46.7%
自立支援教育訓練給付金	3.4%	34.9%	46.7%
高等技能訓練促進費	2.6%	29.3%	52.4%
母子寡婦福祉センター	12.0%	26.9%	41.8%
母子家庭等就業支援センター	11.4%	35.7%	38.2%
母子家庭等日常生活支援事業	1.9%	25.0%	53.5%

【図 33 行政に望むこと】



3 前計画(平成20年度～平成24年度)の実施状況

札幌市母子家庭等自立促進計画（平成20年度～平成24年度）では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、①子育て・生活支援の充実、②就業支援の充実、③養育費確保の推進、④経済的支援の推進の四つの基本目標を定め、札幌市が、母子福祉団体など関係団体等と連携しながら施策の推進に取り組んできました。

前計画期間の施策の実施状況やその成果を具体的な数値として把握し、次の表のとおり「札幌市母子家庭等自立促進計画 施策展開の実施状況総括表」にまとめました。第2次札幌新まちづくり計画及び子ども未来プラン前期計画で目標を設定している施策については、ほぼその目標を達成しており、引き続き第3次新まちづくり計画及び子ども未来プラン後期計画で目標を設定している施策については、目標達成に向けて取組を進めています。

この表に基づき、前計画での事業内容や効果等について関係部局と検証を行い、この計画に盛り込む施策について整理をしました。

【札幌市母子家庭等自立促進計画 施策展開の実施状況総括表】

施策の説明	施策の実績
基本目標 1 子育て・生活支援の充実	
① 相談業務の充実【対象：母子・父子・寡婦】	
○相談体制の充実 相談員の資質向上を図るため、定期的な業務研修、指導方法、応対などの研修を実施した。 (区相談員18名、母子寡婦福祉センター4名)	平成20年度相談件数 各区 9,764件 母子寡婦センター 2,448件 平成21年度相談件数 各区 10,567件 母子寡婦センター 2,503件 平成22年度相談件数 各区 11,132件 母子寡婦センター 2,597件 平成23年度相談件数 各区 10,737件 母子寡婦センター 2,578件 平成24年度相談件数 各区 9,555件 母子寡婦センター 3,070件
○相談業務の周知 ホームページやひとり親家庭等のための暮らしのガイド、子育てガイドなどで相談業務を周知した。	
② 保育サービスの充実【対象：母子・父子】	
○保育所入所の推進 入所選考における評点の際に、ひとり親家庭世帯に加点して、入所の優遇を図った。	平成20年度 ・延長保育 190ヶ所のうち156ヶ所で実施 ・一時保育 190ヶ所のうち81ヶ所で実施 ・病後児保育 5ヶ所で実施 ・休日保育 2ヶ所で実施
○保育サービスの充実 延長保育・一時保育・病後児保育・休日保育の充実を図った。	平成21年度 ・延長保育 193ヶ所のうち164ヶ所で実施 ・一時保育 193ヶ所のうち86ヶ所で実施 ・病後児保育 5ヶ所で実施 ・休日保育 2ヶ所で実施
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <<指標：第2次札幌新まちづくり計画>> 延長保育 172カ所（平成21年度目標） ⇒21年度実績 186カ所 目標達成 一時保育 83カ所（平成21年度目標） ⇒21年度実績 86箇所 目標達成 休日保育 3カ所（平成22年度目標） ⇒22年度実績 3箇所 目標達成 </div>	平成22年度 ・延長保育 198ヶ所のうち175ヶ所で実施 ・一時保育 198ヶ所のうち92ヶ所で実施 ・病後児保育 5ヶ所で実施 ・休日保育 3ヶ所で実施
	平成23年度 ・延長保育 205ヶ所のうち186ヶ所で実施 ・一時保育 205ヶ所のうち105ヶ所で実施 ・病後児保育 4ヶ所で実施（※1カ所休止）

	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育 5ヶ所で実施 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 218ヶ所のうち205ヶ所で実施 ・一時保育 218ヶ所のうち126ヶ所で実施 ・病後児保育 4ヶ所で実施 (※1カ所休止) ・休日保育 5ヶ所で実施
<p>③ さっぽろ子育てサポートセンターの充実【対象：母子・父子】</p>	
<p>○さっぽろ子育てサポートセンター事業の充実</p> <p>子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員相互の援助事業「さっぽろ子育てサポートセンター」の充実を図った。</p> <p>【参考】平成22年度より、緊急サポートネットワーク事業を開始した。また、平成25年3月より病児・病後児預かりに係る利用補助制度を実施。</p> <p>こども緊急サポートネットワーク</p> <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 1,275件 ・提供会員 205名、依頼会員 2,055名、両方会員 9名 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 1,169件 ・提供会員 245名、依頼会員 2,513名、両方会員 9名 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 1,126件 ・提供会員 251名、依頼会員 2,975名、両方会員 5名 	<p>さっぽろ子育てサポートセンター</p> <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 11,025件 ・提供会員 492名、依頼会員 1,785名、両方会員 190名 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 13,200件 ・提供会員 530名、依頼会員 2,070名、両方会員 210名 <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 14,123件 ・提供会員 542名、依頼会員 2,268名、両方会員 212名 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 13,603件 ・提供会員 595名、依頼会員 2,447名、両方会員 189名 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間件数 11,889件 ・提供会員 640名、依頼会員 3,094名、両方会員 201名
<p>④ 子育て支援の拡充【対象：母子・父子】</p>	
<p>○子育てサロンの拡大</p> <p>地域主体の子育てサロンの拡充を図った。</p> <p>《指標：さっぽろ子ども未来プラン 前期計画》</p> <p>全小学校区で子育てサロンを実施（平成21年度目標） ⇒21年度実績 191校区/207校区（達成率92.3%）</p> <p>【参考】</p> <p>平成23年度から各中学校区に常設子育てサロンを順次設置。</p> <p>○区保育・子育て支援センター整備の拡充</p> <p>区保育・子育て支援センターの整備を実施した。</p> <p>《指標：第2次札幌新まちづくり計画》</p> <p>区保育・子育て支援センターの整備 6カ所 （平成22年度目標） ⇒22年度実績 6カ所 目標達成</p> <p>○子育て支援総合センター事業の情報提供</p> <p>子育て支援総合センターの活動を広報して利用を促進した。</p>	<p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンのある小学校区数 191/207校区 ・地域主体の子育てサロンを175カ所で実施 ・区保育・子育て支援センターを清田区で開設 ・子育て支援総合センターの参加者数 48,173人 ・育児相談件数 366件 子育て情報提供件数 3,645件 ・さっぽろ子育て支援推進フォーラム参加者数 565人 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンのある小学校区 191/207校区 ・地域主体の子育てサロンを175カ所で実施 ・区保育・子育て支援センターを白石区で開設（6カ所目） ・子育て支援総合センターの参加者数 37,778人 ・育児相談件数 404件 子育て情報提供件数 4,728件 ・さっぽろ子育て支援推進のつどい参加者数 481人 <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンのある小学校区 191/207校区 ・地域主体の子育てサロンを179カ所で実施 ・子育て支援総合センターの参加者数 42,911人 ・育児相談件数 347件 子育て情報提供件数 3,879件 ・さっぽろ子育て支援推進のつどい参加者数 412人 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンのある小学校区 190/204校区 ・地域主体の子育てサロンを182カ所で実施 ・常設サロン27カ所（ひび型5カ所、児童館型15カ所、公設7カ所） ・子育て支援総合センターの参加者数 42,484人 ・育児相談件数 481件 子育て情報提供件数 3,607件 ・さっぽろ子育て支援推進のつどい参加者数 439人 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンのある小学校区 190/202校区 ・地域主体の子育てサロンを181カ所で実施 ・常設サロン32カ所（ひび型6カ所、児童館型18カ所、公設8カ所） ・子育て支援総合センターの参加者数 37,063人 ・育児相談件数 481件 子育て情報提供件数 2,732件 ・さっぽろ子育て支援推進のつどい参加者数 396人

⑤ 留守家庭児童対策事業の推進【対象：母子・父子】	
<p>○児童会館及びミニ児童会館の拡充 児童会館児童クラブやミニ児童会館児童クラブの整備を実施した。</p> <p>《指標：第2次札幌新まちづくり計画》</p> <p>①児童会館・ミニ児童会館 174 ヲ所 ②児童クラブ 169 ヲ所 (平成22年度目標) ⇒①22年度実績 164 ヲ所 (達成率94.3%) ②22年度実績 159 ヲ所 (達成率94.1%)</p>	<p>平成20年度 児童会館・ミニ児童会館 155 ヲ所 児童クラブ 150 ヲ所 平成21年度 児童会館・ミニ児童会館 159 ヲ所 児童クラブ 154 ヲ所 平成22年度 児童会館・ミニ児童会館 164 ヲ所 児童クラブ 159 ヲ所 平成23年度 児童会館・ミニ児童会館 171 ヲ所 児童クラブ 166 ヲ所 平成24年度 児童会館・ミニ児童会館 174 ヲ所 児童クラブ 169 ヲ所</p>
⑥ 公的住宅への入居の優遇措置の推進【対象：母子・父子】	
<p>○市営住宅入居への優遇制度（都市局） 一般世帯に比べて当選確率を高めるための優遇制度を実施した。</p> <p>○市営住宅の入居資格の緩和（都市局） 市営住宅の入居資格（収入基準）の緩和を実施した。</p> <p>○特定優良賃貸住宅活用子育て支援事業の推進（都市局） 特定優良賃貸住宅で中学校卒業前の子どもがいる世帯について、入居基準の引き下げと経済的負担の軽減を図った。</p> <p>《指標：第2次札幌新まちづくり計画》 対象世帯 221 世帯 (平成22年度目標) ⇒22年度 237 世帯 目標達成</p>	<p>特定優良賃貸住宅活用子育て支援事業・子育て支援対象世帯数</p> <p>平成20年度末 236 世帯 平成21年度末 216 世帯 平成22年度末 237 世帯 平成23年度末 239 世帯 平成24年度末 198 世帯</p>
⑦ 子育て支援短期利用事業の拡充【対象：母子・父子】	
<p>○子育て支援短期利用事業（ショートステイ）の推進 児童養護施設で、一時的に養育困難となった児童を預かるショートステイ事業を行った。</p>	<p>平成20年度 利用人数 445 人 利用日数 2,798 日 平成21年度 利用人数 590 人 利用日数 3,168 日 平成22年度 利用人数 703 人 利用日数 3,373 日 平成23年度 利用人数 640 人 利用日数 4,633 日 平成24年度 利用人数 523 人 利用日数 4,611 日</p>
⑧ 生活支援事業の充実【対象：母子・父子・寡婦】	
<p>○日常生活支援事業の推進 一時的に生活援助を必要とする際に、支援員を派遣する、日常生活支援事業を実施した。</p> <p>○研修会の充実 家庭生活支援員の知識や技術向上のための研修を実施した。</p> <p>○土日・夜間電話相談事業の充実 札幌市母子寡婦福祉センターにおいて実施した。</p> <p>○児童訪問援助事業の検討 事業実施の是非等の検討を行った。</p>	<p>日常生活支援事業</p> <p>平成20年度 ・登録件数 107 件 (母子106件、父子0件、寡婦1件) ・派遣実績 135 件 延284件 1,916時間</p> <p>平成21年度 ・登録件数 131 件 (母子128件、父子2件、寡婦1件) ・派遣実績 150 件 延381件 2,460時間</p> <p>平成22年度 ・登録件数 125 件 (母子122件、父子3件、寡婦0件) ・派遣実績 166 件 延224件 1,711時間</p> <p>平成23年度 ・登録件数 152 件 (母子151件、父子1件、寡婦0件) ・派遣実績 134 件 延251件 1,858時間</p> <p>平成24年度 ・登録件数 141 件 (母子140件、父子1件、寡婦0件) ・派遣実績 176 件 延274件 1,879時間</p> <p>土日・夜間電話相談事業 土曜日、日曜日、祝祭日の相談件数</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 521件 ・平成21年度 410件 ・平成22年度 513件 ・平成23年度 650件 ・平成24年度 238件 <p>平日夜間（17～19時）相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 239件 ・平成21年度 240件 ・平成22年度 215件 ・平成23年度 218件 ・平成24年度 287件
⑨ ひとり親家庭等医療費助成の推進【対象：母子・父子】	
○ひとり親家庭等医療費助成の推進（保健福祉局） 一定の要件を満たす児童とその親に対し、医療費の助成を行った。	<p>平成20年度 受給者数 親 18,350人 子 26,614人（月平均）</p> <p>平成21年度 受給者数 親 18,458人 子 26,757人（月平均）</p> <p>平成22年度 受給者数 親 18,561人 子 26,912人（月平均）</p> <p>平成23年度 受給者数 親 18,890人 子 27,324人（月平均）</p> <p>平成24年度 受給者数 親 19,170人 子 27,551人（月平均）</p>
⑩ 身元保証人確保対策事業の推進【対象：母子】	
○母子生活支援施設における身元保証人確保対策事業の推進 母子生活支援施設を退所する母子家庭で身元保証人の確保が困難な場合、身元保証人の確保について支援。	平成20年～24年実績なし
基本目標 2 就業支援の充実	
① 母子家庭等就業支援センター事業の充実【対象：母子・寡婦】	
○就業支援講習会の充実 ワード・エクセル講座やホームヘルパー2級講座など9科目18講座の就業支援講習会を実施した。	就職支援講習会 平成20年度 ・就業支援講習会 延受講者数 395人 ・就業相談件数 延相談件数 9,762件 ・就業者数 269人
○母子自立支援プログラム策定事業の拡充 個々の母子家庭の実情に応じた、きめ細やかな就業等の支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施した。	平成21年度 ・就業支援講習会 延受講者数 494人 ・就業相談件数 延相談件数 7,609件 ・就業者数 301人
○企業への訪問活動の促進 札幌市母子家庭等就業支援センターの就業相談員が企業訪問を行い、啓発活動を行った。	平成22年度 ・就業支援講習会 延受講者数 394人 ・就業相談件数 延相談件数 6,329件 ・就業者数 241人
○関係機関との連携の推進 関係機関との連携のために、相談員や区母子婦人相談員の研修を実施した。また、北海道労働局、札幌市、札幌連などの関係者が集まり連携を図るための協議を実施した。	平成23年度 ・就業支援講習会 延受講者数 415人 ・就業相談件数 延相談件数 7,109件 ・就業者数 323人
○雇用情報の提供の推進 市及び公的施設における非常勤職員等の雇用に際し、母子家庭等就業支援センターの活用を、定期的に市の関係部課へ依頼した。	平成24年度 ・就業支援講習会 延受講者数 395人 ・就業相談件数 延相談件数 7,341件 ・就業者数 319人
	母子自立支援プログラム策定 平成20年度 対象者72名 就職決定者56名 平成21年度 対象者75名 就職決定者46名 平成22年度 対象者98名 就職決定者77名 平成23年度 対象者77名 就職決定者69名 平成24年度 対象者56名 就職決定者50名
	就業相談員による企業訪問数 平成20年度 455社 平成21年度 412社 平成22年度 240社

	平成23年度 137社 平成24年度 271社
② 就業機会創出のための支援【対象：母子】	
○自立支援教育訓練給付金事業の推進 市が指定するホームヘルパーや医療事務などの資格取得講座を受講して終了後、入学料及び受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施した。	自立支援教育訓練給付金 平成20年度 26人 平成21年度 22人 平成22年度 18人 平成23年度 9人 平成24年度 17人
○高等技能訓練促進費事業の推進 市が指定する看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、2年制以上の養成機関で受講する場合に生活の負担軽減を図るための給付金を支給する高等技能訓練促進費事業を実施した。平成23年度に、対象資格を5資格から16資格に拡大した。	高等技能訓練促進費 平成20年度 12人 平成21年度 36人 平成22年度 71人 平成23年度 202人 平成24年度 249人
③ 母子福祉団体に対する支援【対象：母子福祉団体】	
○母子福祉団体への支援の推進 公的施設内における自動販売機の設置や売店の設置への配慮と清掃業務の委託など優先的な発注等の支援を図った。	自動販売機の設置 平成20年度 42台 平成21年度 39台 平成22年度 44台 平成23年度 42台 平成24年度 38台 売店の設置 平成20年度 1店舗 平成21年度 1店舗 平成22年度 2店舗 平成23年度 2店舗 平成24年度 3店舗 清掃業務委託 平成20年度 15ヶ所 平成21年度 15ヶ所 平成22年度 16ヶ所 平成23年度 16ヶ所 平成24年度 15ヶ所
④ 女性のための就業支援策の充実【対象：母子・寡婦】	
○女性の再就職支援事業の推進（経済局） 再就職を目指す女性を対象に、セミナー、カウンセリング、職場紹介、職場定着支援までを含めた総合的支援を実施した。	女性の再就職支援事業・受講人数 平成20年度 599人 平成21年度 609人 平成22年度 553人 平成23年度 561人 平成24年度 466人
○女性の経済的・社会的自立の促進（市民まちづくり局） 女性の経済的・社会的自立の促進の達成に向けて、女性のための各種講座や就職に必要な講座などの事業の充実を図った。	女性の経済的・社会的自立の促進事業内容 平成20年度 ・女性のためのキャリア形成講座（3回、参加者計69人） ・女性のための再就職準備講座（2回、参加者計38人・延べ422人） ・パソコンセミナー（12回、参加者計176人・延べ880人） 平成21年度 ・女性のための再就職準備講座（参加者計16人・延べ176人） ・パソコンセミナー（14回、参加者計193人・延べ947人） 平成22年度 ・女性のための再就職準備講座（参加者計49人・延べ115人） ・パソコンセミナー（14回、参加者計198人・延べ957人） 平成23年度 ・地域で！おうちで！私らしい仕事の始め方（5回、延べ110人） ・女性のためのソーシャルビジネス講座（7回、延べ243人） ・パソコンセミナー（14回、延べ925人） 平成24年度 ・地域で！おうちで！私らしい仕事の始め方（5回、延べ120人） ・女性のためのチャレンジ相談（相談者計61人） ・パソコンセミナー（14回、延べ929人）

基本目標 3 養育費確保の推進	
① 相談体制の確立【対象：母子・父子】	
○養育費相談体制の充実 ・ 養育費相談体制の充実を図るため「母子・婦人相談員等研修」において、養育費を取上げ、研修を実施した。 ・ 母子家庭等就業支援センターの養育費専門相談員による養育費相談を実施した。	養育費に関する相談件数 各区母子・婦人相談員 平成20年度 251件 平成21年度 284件 平成22年度 297件 平成23年度 228件 平成24年度 188件 母子家庭等就業支援センター 平成20年度 187件 平成21年度 143件 平成22年度 149件 平成23年度 114件 平成24年度 148件
② 広報・啓発活動の推進（普及活動）【対象：母子・父子】	
○養育費の広報・啓発の推進 母子福祉団体と連携し、養育費の支払に関して、ホームページや機関誌で広報した。	機関誌の発行 年3回
基本目標 4 経済的支援の推進	
① 貸付制度の情報提供と貸付の実施【対象：母子・寡婦】	
○母子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供と貸付の実施 ・平成20年4月から技能習得資金及び生活資金（知識技能を習得する場合）の償還期限を延長した。 ・母子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供を行った。 ・札幌市ホームページへの掲載 ・「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」への掲載 ・「子育てガイド」への掲載 ・「札幌市民便利帳」への掲載	母子寡婦福祉資金貸付執行状況（決算） 平成20年度 (1) 母子福祉資金 301件 140,856千円 (2) 寡婦福祉資金 13件 7,163千円 平成21年度 (1) 母子福祉資金 353件 154,285千円 (2) 寡婦福祉資金 12件 6,641千円 平成22年度 (1) 母子福祉資金 316件 148,793千円 (2) 寡婦福祉資金 15件 9,921千円 平成23年度 (1) 母子福祉資金 325件 148,504千円 (2) 寡婦福祉資金 19件 10,413千円 平成24年度 (1) 母子福祉資金 305件 147,177千円 (2) 寡婦福祉資金 10件 5,886千円
② 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給【対象：母子・父子】	
○児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給 ・平成22年8月から父子家庭を支給対象とした。 ・児童扶養手当制度の情報提供を行った。 ・「広報さっぽろ」への掲載 ・「札幌市民便利帳」への掲載 ・「子育てガイド」への掲載 ・「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」への掲載 ・札幌市ホームページへの掲載	児童扶養手当受給者数 平成20年度 19,078人(H21.3末時点) 児童数 30,174人 平成21年度 19,348人(H22.3末時点) 児童数 30,403人 平成22年度 20,433人(H23.3末時点) 児童数 31,836人 平成23年度 20,936人(H24.3末時点) 児童数 32,343人 平成24年度 21,048人(H25.3末時点) 児童数 32,388人
③ 各種支援制度の情報提供【対象：母子・父子・寡婦】	
○ひとり親家庭等への各種支援制度の情報提供 「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」を作成し、区や母子寡婦福祉センターなどで配布し、周知を図った。	「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」の配布数 平成20年度 6,000部 平成21年度 7,000部 平成22年度 7,000部 平成23年度 7,000部 平成24年度 7,000部

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な方向性

札幌市では、母子家庭等自立促進計画（第1次（平成17年度～平成19年度）、第2次（平成20年度～平成24年度））において、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保の推進」、「経済的支援の推進」の4つの基本目標を設定し、各施策の推進を図ってまいりました。

先に触れたように、前計画に掲げた施策を着実に実施してきているものの、国勢調査等によると札幌市のひとり親家庭は引き続き増加傾向にあり、また、アンケート調査の結果では、依然として多くのひとり親家庭が子育てや生活全般に対して悩みを抱え、近年の雇用形態の変化や経済情勢を背景として、就業や収入が不安定となっていることなどが明らかになったほか、ひとり親家庭等を対象とした行政施策の認知度も低い状況が判明しました。

一方、国においては、平成24年9月に制定した「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を平成25年3月に施行し、あわせてその趣旨を踏まえ「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）の一部改正を行い、母子家庭のみならず父子家庭への就業支援を強化するとともに、対象期間について当初の平成20年度から平成24年度までの5年間から2年延長し平成26年度までの7年間としました。

この計画では、このようなひとり親家庭等をめぐるさまざまな状況を勘案し、計画名を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」と改め、また、これまでの計画の基本理念、基本目標を継承しつつ、国の基本方針などを踏まえ、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や各種就業支援の父子家庭への対象拡大など、新たな支援策を加えながらひとり親家庭等への支援を充実させていくこととします。

2 施策の体系

基本理念

「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」

基本目標1 子育て・生活支援の充実

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 相談事業の推進 | (7) 留守家庭児童対策の充実 |
| (2) 子育て支援施設の拡充 | (8) ワーク・ライフ・バランスの取組の充実 |
| (3) 母子生活支援施設の機能充実 | (9) 学習支援ボランティア事業の実施 |
| (4) 保育サービスの充実 | (10) 日常生活支援事業の推進 |
| (5) ファミリー・サポート・センター事業の推進 | (11) 公的住宅への入居の優遇 |
| (6) 子育て短期支援事業の推進 | |

基本目標2 就業支援の充実

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 母子家庭等就業支援センター事業の充実 | (5) 母子福祉団体に対する支援 |
| (2) 職業紹介業務等の体制強化 | (6) 女性のための就業支援策の充実 |
| (3) 資格・技能習得のための支援の充実 | (7) 就業のための環境整備 |
| (4) 就業機会創出事業の実施 | |

基本目標3 養育費確保の推進

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 養育費相談の推進 | (2) 広報・啓発活動の推進 |
|--------------|----------------|

基本目標4 経済的支援の推進

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 母子寡婦福祉資金貸付制度の推進 | (3) ひとり親家庭等医療費助成制度の推進 |
| (2) 児童扶養手当制度の推進 | (4) 自立支援教育訓練給付金事業等の充実 |

3 成果指標

この計画に掲げた基本目標について、個別の取組の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し、適宜点検、評価を行うことで、各施策の改善につなげていきます。

成果指標は、この計画が「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念としていることを踏まえ、計画全体を総括する指標として、ひとり親家庭等の「今後の生活（経済的・子育て等）に対する不安のある方の割合」を設定するほか、各基本目標別に成果指標を定めることとします。

【計画全体の成果指標】

○今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合

母子家庭	現状値（H24年度）	94.0%	目標値（H29年度）	80.0%
父子家庭	現状値（H24年度）	91.2%	目標値（H29年度）	80.0%
寡婦	現状値（H24年度）	84.2%	目標値（H29年度）	70.0%

【基本目標1 子育て・生活支援の成果指標】

○子どもに対して悩みを持っている方の割合

母子家庭	現状値（H24年度）	84.9%	目標値（H29年度）	70.0%
父子家庭	現状値（H24年度）	80.4%	目標値（H29年度）	70.0%

○区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合

ひとり親家庭等	現状値（H24年度）	38.6%	目標値（H29年度）	50.0%
---------	------------	-------	------------	-------

○母子寡婦福祉センターを知っている方の割合

ひとり親家庭等	現状値（H24年度）	38.9%	目標値（H29年度）	50.0%
---------	------------	-------	------------	-------

【基本目標2 就業支援の充実の成果指標】

○仕事に悩みを持っている方の割合

母子家庭	現状値（H24年度）	91.2%	目標値（H29年度）	80.0%
父子家庭	現状値（H24年度）	88.7%	目標値（H29年度）	80.0%
寡婦	現状値（H24年度）	84.4%	目標値（H29年度）	70.0%

○母子家庭等就業支援センターを知っている方の割合

ひとり親家庭等	現状値（H24年度）	47.1%	目標値（H29年度）	60.0%
---------	------------	-------	------------	-------

【基本目標3 養育費確保の成果指標】

○養育費の取り決めをしている方の割合

母子家庭	現状値（H24年度）	47.9%	目標値（H29年度）	60.0%
父子家庭	現状値（H24年度）	17.6%	目標値（H29年度）	30.0%

○面会交流の取り決めをしている方の割合

母子家庭	現状値（H24年度）	24.3%	目標値（H29年度）	40.0%
父子家庭	現状値（H24年度）	23.7%	目標値（H29年度）	40.0%

【基本目標4 経済的支援の成果指標】

○母子寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合

ひとり親家庭等	現状値（H24年度）	37.8%	目標値（H29年度）	50.0%
---------	------------	-------	------------	-------

第4章 施策の展開

各施策の見方

- 1 **網 掛** は、ひとり親家庭等に係る特別な施策です。
- 2 **新 規** は、この計画から、新たに実施する施策です。
- 3 **拡 充** は、既存の取組について、実施箇所数等の拡大や内容の充実などを進めている施策です。
- 4 **（ ）** は、「さっぽろ子ども未来プラン後期計画」や「第3次札幌新まちづくり計画」において目標を設定し、拡充を進めている施策について、その内容を参考として記載しているものです。

基本目標1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てと就業等の両立を図り、安定した生活を送るため、子育てや生活面での支援体制を充実させます。

(1) 相談事業の推進

相談業務の推進 【対象：母子・父子・寡婦】

区に配置している母子・婦人相談員及び母子寡婦福祉センターの母子相談員が、きめ細やかに相談に応じられるよう、定期的な業務研修、指導方法、応対等の研修内容の充実を図るとともに、相談先についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。

特別相談・土日夜間相談業務の推進 【対象：母子・父子・寡婦】

母子寡婦福祉センターにおいて、弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談のほか、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日に行う相談業務を推進します。

(2) 子育て支援施設の拡充

子育てサロンの拡充 【対象：一般】 **拡 充**

ひとり親家庭を含め親子同士が交流を深め、遊び等を通じて地域の人たちとふれあい、子育ての悩みや不安を解消する場である地域の子育てサロンの支援を充実させるとともに、常設の子育てサロンの設置を進めます。また、利用の促進を図るため、幅広くサロンの周知を図ります。

- ◆ 「さっぽろ子ども未来プラン後期計画」
平成26年度目標 地域主体の子育てサロン延べ開催日数 3,295回（平成24年度実績 3,189件）
- ◆ 「第3次札幌新まちづくり計画」
常設子育てサロン設置箇所数 97カ所（平成24年度実績 32カ所）

区保育・子育て支援センター（ちあふる）の拡充 【対象：一般】 **拡 充**

ひとり親家庭を含むすべての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等のさまざまな子育て支援機能を持つ区保育・子育て支援センター（ちあふる）の設置を進めます。

◆「第3次札幌新まちづくり計画」

平成26年度目標 整備カ所数 8カ所 (27年度開設時点) (平成24年度実績 7カ所)

子育て支援総合センターによる支援の推進 【対象：一般】

全市の子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て講座の開催や安心して子育てができる情報の提供など、ひとり親家庭を含むすべての子育て家庭を対象とした支援を推進します。

(3) 母子生活支援施設の機能充実

母子生活支援施設の機能充実 【対象：母子】 拡充

生活・住宅・就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設について、地域における役割や入所者への状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

(4) 保育サービスの充実

保育所の優先入所 【対象：母子・父子】

ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援として、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度を継続します。

保育サービスの充実 【対象：一般】 拡充

- ・延長保育 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、早朝1時間、夕刻1時間又は2時間の延長保育の実施を推進します。
- ・一時保育 保護者が短時間労働や冠婚葬祭等のため児童を保育できない場合に児童を一時的に預かる、一時保育の実施を推進します。
- ・病後児保育 現在市内5カ所(※平成25年4月現在1カ所休止中)で実施している、病後回復期にあり集団保育ができない児童を、医療機関に付設した専用施設で一時的に保育するサービスを推進します。
- ・休日保育 現に認可保育所に入所している児童について、日曜・祝日に勤務する保護者のために、休日保育を推進します。
- ・家庭的保育 札幌市が認定した保育ママが、保育ママの居宅や交通利便性の高い賃貸物件等において、補助者等とともに家庭的な雰囲気の中で少人数保育を行う家庭的保育を推進します。

◆「第3次札幌新まちづくり計画」

平成26年度目標 保育ママの数 40人 (平成24年度実績 21人)

- ・さっぽろ 一定の基準を満たす認可外保育施設の運営費の一部を補助することで、保育の質の向上や保護者負担の軽減を図ります。

- ・幼稚園保育室 一定の基準を満たす幼稚園の空き教室等を活用した保育事業の運営費の一部を補助することで、保育の質の確保や保護者負担の軽減を図ります。
(対象:2歳以下)

◆「第3次札幌新まちづくり計画」(さっぽろ保育ルーム・幼稚園保育室)
平成26年度目標 補助施設数 54施設 (平成24年度実績 14施設)

- ・私立幼稚園 一定の基準を満たす預かり保育を実施する私立幼稚園に対して運営費の一部を補助することで、保育に欠ける子の保護者の選択肢を増やします。
(対象:3歳以上)

◆「第3次札幌新まちづくり計画」
平成26年度目標 補助件数 70件 (平成24年度実績 28件)

(5) ファミリー・サポート・センター事業の推進

さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進 【対象：一般】

子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」を推進します。

◆「さっぽろ子ども未来プラン後期計画」
平成26年度目標 利用件数 13,222件 (平成24年度実績 11,889件)

札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の推進 【対象：一般】

さっぽろ子育てサポートセンター事業と同様に会員組織を作り、子どもが急な病気で保育園等に預けられないときの病児・病後児の預かりや、緊急を要する子どもの預かりなどに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進します。

なお、平成25年3月から、病児・病後児預かり時の利用料の負担を軽減するための補助制度を実施しています。

◆「第3次札幌新まちづくり計画」
平成26年度目標 利用件数(病児・病後児預かり) 1,024件 (平成24年度実績 636件)

(6) 子育て短期支援事業の推進

子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進 【対象：一般】

保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童を預かる子育て短期支援事業(ショートステイ)を推進します。

◆「さっぽろ子ども未来プラン後期計画」
平成26年度目標 実施施設数 6カ所 (平成24年度実績 6カ所)

(7) 留守家庭児童対策の充実

放課後の居場所づくりの充実

【対象：一般】

拡充

放課後の居場所づくりの充実を図るため、すべての小学校区（202 校区）にミニ児童会館等の設置を進めます。

◆「第3次札幌新まちづくり計画」

平成26年度目標 児童会館・ミニ児童会館 202 校区 （平成24年度実績 178 校区）

(8) ワーク・ライフ・バランスの取組の充実

ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進

【対象：一般】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発と取組の促進を目的に、積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、合わせて認証企業に対する支援（アドバイザー派遣・助成金支給等）を推進します。

◆「さっぽろ子ども未来プラン後期計画」

平成26年度目標 認証取得企業数 650 社 （平成24年度実績 369 社）

事業所内保育施設の拡充

【対象：一般】

拡充

事業所内保育施設を新たに設置する企業に対し設置費の一部を補助することで、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援し、施設の設置を進めます。

◆「さっぽろ子ども未来プラン後期計画」

平成26年度目標 補助件数（累計） 8 件 （平成24年度実績 9 件）

(9) 学習支援ボランティア事業の実施

学習支援ボランティア事業の実施

【対象：母子・父子】

新規

ひとり親家庭の児童に対する学習支援により、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、学習支援ボランティア事業を実施します。

(10) 日常生活支援事業の推進

日常生活支援事業の推進

【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等が自立に向けて修業する場合や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助を必要とした場合、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。

(11) 公的住宅への入居の優遇

市営住宅入居の優遇

【対象：母子・父子】

ひとり親家庭の方の市営住宅への入居に際し、抽選時の当選確率を高める優遇制度等を継続します。

基本目標2 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ自立した生活を送るため、職業能力向上のための訓練や効果的な職業あつせん、就業機会の創出等の支援を充実させます。

また、就業支援の充実に当たっては、平成 25 年 3 月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の趣旨等を踏まえ、新規事業の実施や事業の拡大を図ります。

(1) 母子家庭等就業支援センター事業の充実

就業相談・職業紹介業務の推進【対象：母子・寡婦・父子】

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進します。

就業支援講習会等の充実【対象：母子・寡婦・父子】 拡 充

就職に有利になるような資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身につけるための就職準備・離転職セミナー等、就業に有効な講座の充実を図ります。なお、25 年度から対象を父子家庭に拡大しています。

母子自立支援プログラム策定事業の推進【対象：母子・父子】

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を推進します。

企業への訪問活動の促進【対象：母子・寡婦・父子】

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めています。

関係機関との連携の推進【対象：母子・寡婦・父子】

ハローワーク・札幌市就業サポートセンター・母子婦人相談員等との連携を図りながら、ひとり親家庭等の就業への支援を推進します。

雇用情報の提供の推進【対象：母子・寡婦・父子】

市及び公的施設における非常勤職員等の雇用に際し、母子家庭等就業支援センターへの雇用情報の提供を推進します。

母子家庭等就業支援センターの周知【対象：母子・寡婦・父子】

母子家庭等就業支援センターで行っている支援業務について、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。

(2) 職業紹介業務等の体制強化

職業紹介業務等の体制強化

【対象：一般】

拡充

各区の「職業相談コーナー」等をハローワークとの連携による職業紹介を行う「あいワーク」に移行し、全区で職業紹介業務等を行うための体制を強化しています。

◆「第3次札幌新まちづくり計画」

平成26年度目標 職業相談窓口利用者数 170,000人（平成24年度実績 163,839人）

職業相談窓口における就職者数 5,200人（平成24年度実績 5,493人）

(3) 資格・技能習得のための支援の充実

自立支援教育訓練給付金事業の充実

【対象：母子・寡婦・父子】

拡充

就業を効果的に促進するために、市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります。なお、平成25年度より対象を父子家庭に拡大しています。

高等技能訓練促進費事業の充実

【対象：母子・寡婦・父子】

拡充

市が指定する看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、2年制以上の養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給する高等技能訓練促進費事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります。なお、平成23年度より対象資格を5資格から16資格に広げ、平成25年度からは対象を父子家庭に拡大しています。

◆「第3次札幌新まちづくり計画」

平成26年度目標 資格取得者数66人※資格拡大分（平成24年度実績 10人）

職業能力開発サポート事業の推進

【対象：一般】

「札幌市産業振興ビジョン」で定める4つの重点分野「食」「観光」「環境」「健康・福祉」への正社員やフルタイムでの就業を促進するため、求職者の早期就労等を目指し、資格取得や職場実習を通じた就職の支援を推進します。

◆「第3次札幌新まちづくり計画」

平成26年度目標 雇用者数 192人（平成24年度実績 201人）

(4) 就業機会創出事業の実施

就業機会創出事業の実施

【対象：母子・父子】

新規

ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催することなどにより、ひとり親家庭の就業に結びつける就業機会創出事業を実施します。

(5) 母子福祉団体に対する支援

母子福祉団体への支援推進

【対象：母子福祉団体】

公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注等、母子福祉団体の基盤拡充に向け支援を図ります。

(6) 女性のための就業支援策の充実

女性の活躍サポートの充実 【対象：一般】 **拡充**

女性の起業、就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行い、女性の活躍をサポートする取組を充実させます。

女性起業家の育成事業の実施 【対象：一般】 **新規**

女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。

女性の再就職への支援 【対象：一般】

市就業サポートセンターにおいて、女性の再就職に必要な知識習得のためのセミナーをはじめ、個々の状況に応じた個別相談や就職後の職場定着を図る各種就職支援を推進します。

女性社員が活躍しつづけるための支援事業の実施 【対象：一般】 **新規**

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないように、キャリアプランを立てるための支援事業を実施します。

(7) 就業のための環境整備

保育サービスの充実や就労等に伴う子どもの一時的な預かり、放課後の居場所づくりなどの施策を推進することで、ひとり親家庭が働きやすい環境を整備します。

保育所の優先入所 【対象：母子・父子】

「基本目標1 (4) 保育サービスの充実」の再掲

保育サービスの充実 【対象：一般】 **拡充**

「基本目標1 (4) 保育サービスの充実」の再掲

さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進 【対象：一般】

「基本目標1 (5) ファミリー・サポート・センター事業の推進」の再掲

札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業の推進 【対象：一般】

「基本目標1 (5) ファミリー・サポート・センター事業の推進」の再掲

子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進 【対象：一般】

「基本目標1 (6) 子育て短期支援事業の推進」の再掲

放課後の居場所づくりの充実 【対象：一般】 **拡充**

「基本目標1 (7) 留守家庭児童対策の推進」の再掲

ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進 【対象：一般】

「基本目標1 (8) ワーク・ライフ・バランスの推進」の再掲

事業所内保育施設の拡充 【対象：一般】 **拡充**

「基本目標1 (8) ワーク・ライフ・バランスの推進」の再掲

日常生活支援事業の推進 【対象：母子・父子・寡婦】

「基本目標1 (10) 日常生活支援事業の推進」の再掲

基本目標3 養育費確保の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を適切に受け取ることができるよう支援を推進します。

また、平成 24 年 4 月に施行された民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された趣旨等を踏まえ、社会的機運の醸成に努めるとともに、親子の面会交流への支援のあり方について検討を行います。

(1) 養育費相談の推進

養育費相談の推進 【対象：母子・父子】

各区の母子・婦人相談員のほか、母子寡婦福祉センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談制度の周知を進めるとともに、養育費の相談を受ける者を対象として、養育費に関する知識を深めることを目的に、弁護士等による研修を実施します。

(2) 広報・啓発活動の推進

養育費の広報・啓発の推進 【対象：母子・父子】

母子福祉団体と連携して、養育費や面会交流に関する情報を、ホームページやパンフレットで提供するなど広報・啓発活動を推進します。

基本目標4 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、基本目標2に掲げた自立に向けた就業支援と併せて、各種貸付金や各種給付金等による経済的支援を推進します。

(1) 母子寡婦福祉資金貸付制度の推進

母子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供と貸付の実施 【対象：母子・寡婦】

様々な状況に対応した貸付制度である母子寡婦福祉資金の情報提供を行い、適切な貸付を行います。

(2) 児童扶養手当制度の推進

児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給 【対象：母子・父子】

ひとり親家庭に対して児童扶養手当制度に関する情報の提供を推進し、適切な手当の支給を行います。

(3) ひとり親家庭等医療費助成制度の推進

ひとり親家庭等医療費の助成 【対象：母子・父子】

ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母又は父及びその児童に係る医療費の一部を助成します。

(4) 自立支援教育訓練給付金事業等の充実

資格・技能習得に伴い生じる経済的負担を軽減するため給付金を支給します。

自立支援教育訓練給付金事業の充実 【対象：母子・寡婦・父子】 拡充

「基本目標2 (3) 資格・技能習得のための支援の充実」の再掲

高等技能訓練促進費事業の充実 【対象：母子・寡婦・父子】 拡充

「基本目標2 (3) 資格・技能習得のための支援の充実」の再掲

第5章 計画の推進について

1 関係機関・団体との連携

ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を図るためには、生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援体制が必要です。

したがって、この計画に基づく施策の実施に当たっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子福祉団体をはじめとした各種福祉団体、NPO法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進していきます。

2 各種支援制度の周知

ひとり親家庭等への支援策が有効に活用されるためには、支援を必要とする人に必要な情報が行き届く必要があります。そのため、これまでの各種相談窓口やパンフレット「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」等での効果的な周知方法を検討し、充実を図ります。

3 計画の実施状況の公表

この計画に掲げた施策については、その実施状況を市民に対してホームページ等で公表するとともに、関係機関に対しても、施策の進捗状況や国のひとり親家庭等に関する施策の動向など、事業推進に必要な情報を提供し情報の共有化を図ります。

4 計画の運用

国において、ひとり親家庭等に対する支援施策のあり方について検討するために、国の基本方針が2年間延長（当初の対象期間である平成20～24年度から平成20～26年度に延長）されました。また、いわゆる子ども・子育て関連3法の本格施行に向けて様々な検討が進められており、今後、国及び地方における子育て支援の枠組みが大きく変わることが見込まれます。

そのため、この計画では、こうした国の動向などを踏まえながら、弾力的かつ効果的な運用を図るとともに、計画期間中であっても必要に応じた見直しを行うものとします。

5 計画の評価と検証

この計画では、基本理念の実現を目指し、各施策の取組の成果を把握していくため、第3章にあるとおり成果指標を設定しています。

この成果指標に基づきながら、その推移と達成状況を定期的に把握・評価し、施策の立案や見直しなどに活かすことにより、効果的・効率的な行政運営を図っていきます。

参 考

参考 1 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過」	43
参考 2 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱」	44
参考 3 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会委員名簿」	45
参考 4 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定連絡調整会議設置要綱」	46
参考 5 「母子寡婦福祉制度の変遷」	47
参考 6 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」	48
参考 7 「ひとり親家庭の生活と意識に関する調査の概要」	60
参考 8 「ひとり親家庭(母子家庭)の生活と意識に関する調査」	61
参考 9 「ひとり親家庭(父子家庭)の生活と意識に関する調査」	72
参考 10 「ひとり親家庭(寡婦)の生活と意識に関する調査」	83
参考 11 計画案に対する市民意見	91

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過

年月日	会議等	事項
平成 24 年 5 月	自立促進計画策定方針決定	
9 月	第 1 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	議長・副議長の選任 ひとり親家庭等の現状、アンケートの実施について
10 月	アンケート調査(10/1～10/15)	ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査
11 月	第 2 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	アンケート調査結果報告等について
平成 25 年 3 月	第 3 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	計画素案検討
10 月	パブリックコメントの実施(10/31～11/29)	計画素案公表
12 月	第 4 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	パブリックコメント報告 計画案の決定
同月	計画の決定・公表	

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱

平成24年7月27日付

子ども未来局長決裁

(設置目的)

第1条 母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」を本市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定するにあたり、学識経験者、母子福祉団体及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取するため（仮称）札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は9名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、市民、学識経験者、母子福祉団体及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。なお、市民委員は1名とし、公募により行う。
- 3 協議会には、委員の互選により議長及び副議長を置く。

(運営)

第3条 協議会は、議長が招集する。

- 2 会議は、議長が主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。
- 4 協議会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

- 2 委員に補欠が生じた場合は、必要に応じて委員を補充できることとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の謝礼は、会議1回に対して12,500円（税込み）を支給するものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

附則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会 委員名簿

(敬称略)

議長	札幌国際大学短期大学部 幼児教育保育学科 教授	しながわ 品川 ひろみ
副議長	(公社) 札幌市母子寡婦福祉連合会 理事長	うえだ あつこ 上田 厚子
委員	北海道労働局職業安定部職業対策課 課長補佐	ふどう せいいち 不動 清一
(～平成 25 年 11 月 30 日)		
委員	北海道労働局職業安定部職業対策課 課長補佐	なら たかし 奈良 隆
(平成 25 年 12 月 1 日～)		
委員	札幌市中央区 母子・婦人相談員	おくで たかこ 奥出 卓子
委員	市民委員 (公募)	まつばら ひろみ 松原 宏実
委員	札幌弁護士会 弁護士	たばた あやこ 田端 綾子
委員	(社福) 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長	ばば しんや 馬場 伸哉
委員	(社福) 北海道社会事業協会 母子生活支援施設すずらん 施設長	あべ きよたか 阿部 清隆

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定連絡調整会議設置要綱

(設置目的)

第1条 ひとり親家庭等への支援を総合的に展開するため、関係各課と連携を図り、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（以下、計画という。）の策定及び推進管理のために、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定連絡調整会議（以下、調整会議という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の策定及び推進管理に関すること。
- (2) その他計画に関連すること。

(組織)

第3条 調整会議は、座長と委員で構成する。

- 2 座長は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課長をもって充てる。
- 3 座長は、調整会議を総括し代表する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係部局の課長職をもって充てる。

(会議)

第4条 調整会議は、座長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項については、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月25日から施行する。

附則（一部改正平成19年11月1日局長決裁）

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則（一部改正平成20年3月26日局長決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（一部改正平成24年9月28日局長決裁）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

局	部	課
市長政策室	政策企画部	企画課
市長政策室	政策企画部	政策調整課
市民まちづくり局	男女共同参画室	男女共同参画課
財政局	財政部	財政課
保健福祉局	総務部	保護指導課
保健福祉局	保険医療部	保険年金課
経済局	雇用推進部	雇用推進課
都市局	市街地整備部	住宅課
教育委員会	学校教育部	教育推進課
子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課
子ども未来局	子育て支援部	保育課

母子寡婦福祉制度の変遷

昭和 39 年	「母子福祉法」制定：母子家庭の基本理念と総合施策の推進。
昭和 57 年	「母子福祉法」改正：寡婦を対象に拡充。
平成 2 年	「母子福祉法」改正：在宅サービスの法定化。
平成 14 年 3 月	「母子家庭等自立支援要綱」策定
平成 14 年 8 月	「児童扶養手当法施行令」の一部改正 児童扶養手当について、就労による自立を促進することから、就労等により収入が増えた場合、手当てを加えた総収入がなだらかに増えていくよう手当て額の見直しが行われた。
平成 14 年 11 月	「母子及び寡婦福祉法」の一部改正（平成 15 年 4 月 1 日施行） ひとり親家庭等に対する「きめ細かなサービスの展開」と母子家庭の母等に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保、経済的支援策を総合的に展開することとし、国による基本方針策定、都道府県等による自立促進計画の策定を明確化。
平成 15 年 3 月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示） 国や地方公共団体が構すべき措置に対する支援、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針が示された。
平成 15 年 8 月	「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の施行 母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置。
平成 16 年 2 月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正（厚生労働省告示） 母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置を踏まえた改正。
平成 20 年 2 月	「児童扶養手当法施行令」の一部改正 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したときは手当の一部を支給停止することとされており、その支給停止の額及び一部支給停止が適用されない事由について定められた。
平成 20 年 4 月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示） 国や地方公共団体が構すべき措置に対する支援、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針が示された。
平成 22 年 6 月	「児童扶養手当法」の一部改正 父子家庭に対する生活の安定と自立を支援するため、平成 22 年 8 月から父子家庭の父にも児童扶養手当を支給
平成 25 年 3 月	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援について特別の立法措置。
同月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示）の一部改正 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法を踏まえた改正。また、当初の対象期間を、2 年間延長し平成 26 年度までとした。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

平成20年4月1日成立（平成20年厚生労働省告示第248号）
平成25年3月1日改正（平成25年厚生労働省告示第31号）

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を次のように定めたので、告示する。

なお、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第102号）は、廃止する。

平成20年4月1日

厚生労働大臣 舩添 要一

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

目次

はじめに

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

はじめに

1. 方針のねらい

(1) 母子家庭等施策の必要性

我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭（以下「母子家庭等」という。）、特に母子家庭の増加が顕著である。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所入所待機児童が今なお都市部で多く、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その84.5%が就業しているにもかかわらず、平均年収は213万円と低い水準にとどまっているのが現状である。臨時・パートタイムの形態での就労が43.6%となっており、依然としてその割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均収入は平成17年で421万円となっている。その一方で、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学への悩みなど、子どもの成長過程において生じさせる諸問題についても、

十分な配慮が必要とされている。

このように、母子家庭等及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子寡婦福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

(2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持っているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。

平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

この基本方針は、母子及び寡婦福祉法、特別措置法等の趣旨、この基本方針は、母子及び寡婦福祉法等の趣旨や母子家庭等母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間とする。

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、厚生労働省の「全国母子世帯等調査（平成18年11月1日現在。ただし、寡婦に関しては平成15年11月1日現在。）」による。

1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となったが、平成3年から再び増加を始め、平成14年には289,836件（厚生労働省「人口動態統計」）と、過去最高となった。平成15年からは再び減少傾向となり、平成18年の離婚件数は、257,475件（厚生労働省「人口動態統計」）となっている。

2. 世帯数等の推移

(1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）」の数は、平成17年で749,048世帯となっており、平成12年の625,904世帯と比べ19.7%増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）」の数は、平成17年で92,285世帯となっており、平成12年の87,373世帯と比べ5.6%増加している。

(2) 母子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が9.7%（平成15年12.0%）と減少する一方、生別世帯が89.6%（平成15年87.8%）と増加している。また、父子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が22.1%（平成15年19.2%）と増加する一方、生別世帯が77.4%（平成15年80.2%）と減少している。

- (3) 寡婦の数は、1,081,900世帯と推計される。母子世帯における生別世帯の増加を反映して、寡婦においても、生別によるものが42.3%(平成10年37.0%)となっており、生別の割合が増加している。
- (4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成15年度末は871,161世帯、平成16年度末は911,470世帯、平成17年度末は936,579世帯、平成18年度末には955,741世帯となっており(「厚生労働省福祉行政報告例」)、毎年増加している。

3. 年齢階級別状況等

- (1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は31.8歳(平成15年33.5歳)で、そのときの末子の平均年齢は5.2歳(平成15年4.8歳)となっている。
母子世帯の母の平均年齢は39.4歳(平成15年39.1歳)で、末子の平均年齢は10.5歳(平成15年10.2歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。
- (2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は37.4歳(平成15年38.3歳)で、そのときの末子の平均年齢は6.2歳(平成15年6.2歳)となっている。
父子世帯の父の平均年齢は43.1歳(平成15年44.1歳)で、末子の平均年齢は11.5歳(平成15年11.9歳)となっており、父子とも平均年齢が下がっている。
- (3) 寡婦の平均年齢は56.5歳(平成10年56.3歳)で、年齢分布としては「60~64歳」の階層が35.9%で最も多くなっている。

4. 住居の状況

- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で34.7%、死別世帯が64.0%、生別世帯が31.7%となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家30.4%、公営住宅15.0%、実家等での同居7.9%等となっている。
- (2) 父子世帯の持ち家率は、58.3%(平成15年57.7%)となっている。持ち家以外については、借家11.1%(平成15年10.4%)、公営住宅6.5%(平成15年6.0%)、実家等での同居18.1%(平成15年19.8%)等となっており、平成15年と比べ、あまり大きな変化は見られない。
- (3) 寡婦の持ち家率は、60.9%(平成10年59.8%)となっている。持ち家以外については、公営住宅12.3%(平成10年10.1%)、借家16.4%(平成10年16.1%)、実家等での同居4.1%(平成10年4.5%)等となっている。

5. 就業状況

- (1) 母子家庭の母の84.5%(平成15年83.0%)が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が42.5%(平成15年39.2%)、臨時・パート(臨時・パートタイムの形態で就労する者をいう。以下同じ。)が43.6%(平成15年49.0%)等となっている。母子家庭になる前に就業していた者の割合は69.3%(平成15年66.9%) (うち常用雇用者28.7%(平成15年30.3%)、臨時・パート48.9%(平成15年50.5%))であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、75.6%(平成15年73.7%)が現在就業している(常用雇用者37.7%(平成15年33.9%)、臨時・パート51.6%(平成15年57.1%))。現在従事している仕事の内容は、事務が25.2%(平成15年24.3%)、サービス業が19.6%(平成15年23.7%)となっている。勤務先事業所の規模は、6~29人のものが最も多く、300人未満の規模までで全体の約7割となっている。
また、母子世帯の母で就業に資する資格を有している割合は、56.9%(平成15年52.2%)と増加しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も76.6%(平成15年57.2%)と大きく増加している。

さらに、現在就業している者のうち、33.8%(平成15年34.8%)が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が49.7%(平成15年54.5%)と約半分を占めている。

- (2) 父子世帯の父は、父子世帯になる前に就業していた者の割合が98.0%(平成15年98.4%)とほとんどが就業しており、その後も97.5%(平成15年91.2%)と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、常用雇用者が72.2%(平成15年75.9%)、事業主が16.5%(平成15年15.1%)、臨時・パートが3.6%(平成15年1.8%)等となっている。
- (3) 寡婦は68.1%(平成10年66.7%)が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、常用雇用者が35.9%(平成10年42.6%)、臨時・パートが40.0%(平成10年33.9%)等となっている。

6. 収入状況

- (1) 母子世帯の平成17年の年間の平均収入金額(就労収入、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助、児童扶養手当、養育費等すべての収入の金額。以下同じ。)は(平均世帯人員3.30人)、213万円(平成14年212万円)となっている。
- (2) 父子世帯の平成17年の年間の平均収入金額は(平均世帯人員4.02人)、421万円(平成14年390万円)となっている。

7. 養育費の取得状況

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%(平成15年34.0%)となっている。養育費の取

決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が47.0%（平成15年48.0%）と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%（平成15年20.6%）、「取決めの交渉をしたがまとまらなかった」9.5%（平成15年9.8%）となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.0%（平成15年17.7%）、受けたことがある者が16.0%（平成15年15.4%）、受けたことがない者が59.1%（平成15年66.8%）となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額42,008円（平成15年44,660円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の54.4%（平成15年54.0%）であるが、そのうち相談相手は、親族が45.9%（平成15年43.2%）で最も多く、次いで家庭裁判所25.5%（平成15年26.5%）、弁護士14.1%（平成15年11.4%）、知人・隣人7.1%（平成15年7.7%）等となっている。

8. 子どもの状況等

(1) 母子世帯における1世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「1人」が54.1%（平成15年55.0%）、「2人」が35.6%（平成15年34.7%）となっており、平均1.58人（平成15年1.58人）となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が35.2%（平成15年33.2%）で最も多く、その割合が増加している。

小学校入学前の児童のいる母子世帯は全体の17.1%（平成15年19.2%）となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が65.3%（平成15年62.9%）と最も高く、また、その割合が増加し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が減少している。

(2) 父子世帯における1世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「1人」が50.3%（平成15年56.0%）、「2人」が38.7%（平成15年33.5%）となっており、平均は1.62人（平成15年1.57人）となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が31.0%（平成15年32.6%）と最も多く、中学生のいる世帯が24.1%（平成15年18.9%）、高校生をのいる世帯が21.4%（平成15年21.1%）となっている。

小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の12.1%（平成15年13.3%）となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が46.2%（平成15年60.6%）と最も高いものの、その割合が減少している。

9. その他

(1) 公的制度等の利用状況

母子世帯及び父子世帯ともに、公的制度等を利用する割合はあまり高くない。その中で、比較的利用されているのは、公共職業安定所、市町村福祉関係窓口、福祉事務所である。

また、これまで公的制度等を利用したことがないもののうち、今後利用したい制度として、母子福祉資金が49.5%で最も多く、次いで、自立支援教育訓練給付金事業の39.8%、母子家庭等就業・自立支援センター事業の37.4%等となっている。

(2) 子どもについての悩み

① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で55.8%（平成15年50.3%）、女の子で56.9%（平成15年55.9%）とともに最も多く、「しつけ」が男の子で18.9%（平成15年21.8%）、女の子で19.0%（平成15年17.1%）で次いでいる。

② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で53.2%（平成15年40.9%）、女の子で47.1%（平成15年25.8%）とともに最も多く、次いで、男の子では「食事・栄養」が10.6%（平成15年21.5%）、女の子では「しつけ」が18.6%（平成15年28.8%）となっている。

(3) 困っていること

① 母子世帯における困っている内容については、「家計」が46.3%（平成15年43.7%）で最も多く、「仕事」18.1%（平成15年22.5%）、「住居」12.8%（平成15年17.4%）の順となっている。

② 父子世帯における困っている内容については、「家計」が40.0%（平成15年31.5%）で最も多く、「家事」27.4%（平成15年34.6%）、「仕事」12.6%（平成15年14.2%）の順となっている。

③ 寡婦における困っている内容については、「健康」が29.1%と最も多く、次いで「家計」が26.8%となっている。

(4) 相談相手について

相談相手が有りと回答があったのは、母子世帯では76.9%（平成15年80.7%）、父子世帯では59.4%（平成15年50.6%）、寡婦では77.2%となっている。

10. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、就業状況は、臨時・パートの割合が減少し、常用雇用の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多く

なっている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。

寡婦については、健康面で困っているとの回答が最も多いことから、日常生活面の支援等が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。

父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。

また、公的制度等を利用する者はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手無しという割合が高い。

父子世帯については、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市という。以下同じ。）並びに市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自ら母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母等については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまで、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の母等の自立と生活の向上を図っていく必要がある。

(3) 相談機能の強化

平成15年度に、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市等にまで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されている。これにより、母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子寡婦福祉団体等と連携し、その解決に必要な適切な助言及び情報提供を

行うなど、母子家庭及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

市等は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子自立支援員を適正に配置するほか、その資質の向上のための機会を提供すること等により、相談機能の強化を図ることが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施される児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

さらに、都道府県等及び市等においては、母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決め等に関する相談等を行うことが求められる。

(4) 福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階においての支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) 子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用等の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。

(4) 経済的支援策

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施する。

③ 職業能力開発システム（ジョブ・カード制度）の推進

母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

④ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

- ⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進
母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。
 - ⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進
正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。
 - ⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進
厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
 - ⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進
事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
 - ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知
母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。
 - ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援
母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。
 - ⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母の就業促進につながる各種情報を提供する。
 - ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力
母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から購入するように努める。
 - ⑬ 再チャレンジ支援寄附金税制の周知
平成19年度から、認定地域再生計画に基づき、地域において母子家庭の母等の積極的な雇用に取り組む会社に対する寄附について、税制上の優遇措置を講じており、本制度の周知を図る。
 - ⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意
母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。
 - ⑮ 母子家庭等に対する生活の場の整備
都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、高齢者居住支援センターによる家賃保証サービスの活用を推進するとともに、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業を推進する。
 - ⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進
養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。
 - ⑰ 母子福祉資金貸付金の貸付条件に関する配慮
母子福祉資金貸付金の貸付条件について、母子家庭の母の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。
 - ⑱ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究
母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。
- (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切

に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進
- (b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充

(a) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を設置

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

(b) 母子生活支援施設への保育機能の付与（対象：母子家庭等）

母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等

(a) 公営住宅の優先入居等

公営住宅の借上げ制度の活用を推進しつつ、母子家庭等に対する優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進

オ 身元保証人確保対策事業の実施

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることのないよう、身元保証人確保のための支援を推進

カ 母子家庭等日常生活支援事業の実施（対象：母子家庭等）

(a) 母子家庭等が母等の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の実施を推進

(b) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用

(c) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子寡婦福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

キ 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）

(a) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

(b) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施

保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の実施を推進

ク ひとり親家庭生活支援事業の実施（対象：母子家庭等）

母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助（大学生

等によるホームフレンド)、情報交換の場の提供、健康支援等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体:都道府県及び市等 対象:児童扶養手当受給者等)

- (a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施
- (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着手につなげるよう、効率的かつ効果的に実施

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体:都道府県等及び市等 対象:母子家庭等及び寡婦)

- (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
 - ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
 - ・ 受講者のために託児サービスを提供
 - ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
 - ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供
- (c) 母子家庭の母及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施
- (d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子寡婦福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(a) 母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費)の活用(実施主体:都道府県等及び市等)

- ・ 自立支援教育訓練給付
都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給
- ・ 母子家庭高等技能訓練促進費
都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体:都道府県等 対象:母子家庭及び寡婦)

公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の無利子貸付けを活用

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体:都道府県及び指定都市)

- ・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い
- ・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入

エ 母子家庭及び寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体:都道府県等及び市等 対象:母子家庭及び寡婦)

(a) 都道府県等及び市等は、母子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施

(b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

オ 公共職業訓練の実施(実施主体:都道府県)

都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭等及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進

(c) 母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注の推進（対象：母子寡婦福祉団体等）

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子寡婦福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

キ 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援

(a) 職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体等への支援（対象：母子寡婦福祉団体等）

職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b) 母子寡婦福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県 対象：母子寡婦福祉団体）

母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度を活用

(c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から購入するよう努めること

ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

③ 養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

母子寡婦福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等）

養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 特別相談事業の拡充（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等）

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

(c) 母子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修を実施

母子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修の実施

(d) 母子寡婦福祉団体、NPO等への支援（対象：母子家庭等）

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子寡婦福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供（対象：母子家庭等）

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進

- ④ 経済的支援策
 - ア 母子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県 対象：母子家庭及び寡婦）
 - 母子家庭や寡婦に対して、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施
 - イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村）
 - 母子家庭の母に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施
 - ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等）
 - 児童扶養手当窓口において、母子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母に対する適切な自立支援を実施
- (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。
- (4) 基本方針の評価と見直し
 - ① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。
 - この評価は、第1に掲げた母子家庭等及び寡婦の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。
 - ② 施策評価結果の公表
 - ①の評価により得られた結果は、公表する。
 - ③ 基本方針の見直し
 - ①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。
- (5) 関係者等からの意見聴取
 - 基本方針の見直しに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。
- (6) その他
 - ① 母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員及び施策に係る部局とも十分な連携を図りつつ実施する。
 - ② 効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。
 - ③ 母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦を巡る状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

1. 手続についての指針

- (1) 計画の期間
 - 母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「計画」という。）の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。
- (2) 計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点の把握
 - 計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。
 - ア 母子家庭等及び寡婦の数（離死別や未婚等の原因ごとの数）
 - イ 母子家庭等における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況等）
 - ウ 平均年間所得（就業形態ごと就業種別ごとの額）
 - エ 就業率（就業形態ごと、就業種別ごとの率）
 - オ 母子家庭等の養育費の取決め率、取得率及び平均額
 - カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況
 - キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所への入所を待機している世帯数
 - ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況
 - ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値

- ② 基本目標
 - ①の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。
- ③ 関係者等からの意見聴取
 - 計画の策定に当たっては、当該地域の母子寡婦福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。
- (3) 基本計画の評価と次期計画の策定
 - ① 評価
 - 計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。
 - この評価は、(2)①の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。
 - ② 施策評価結果の公表
 - ①の評価により得られた結果は、公表する。
 - ③ 次の計画の策定
 - ①の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。
- 2. 計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (2)①で把握した問題点を記載する。
 - (2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。
 - さらに、第2の2.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。
 - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ①子育て支援、生活の場の整備、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策、⑤その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。
 - ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - 第2の3. (2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策
 - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー
 - 第2の3. (2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策

○ ひとり親家庭の生活と意識に関する調査の概要

1 調査目的

札幌市のひとり親家庭の現状を把握し、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にあたっての基礎データを得るため。

2 調査期間

平成24年10月 1日（月）～平成24年10月16日（火）

3 調査対象世帯

市内居住者からひとり親世帯から無作為に抽出した2,850世帯。
（母子家庭2,000世帯、父子家庭450世帯、寡婦400世帯）

4 調査方法

郵送により実施

5 調査の回答状況

	調査対象	回答数	回答率
母子家庭	2,000人	761人	38.1%
父子家庭	450人	169人	37.6%
寡婦	400人	184人	46.0%
計	2,850人	1,114人	39.1%

ひとり親家庭（母子家庭）の生活と意識に関する調査

●調査票の記入方法について

- 1 この調査票は、ひとり親のあなたご本人がご記入して下さい。
- 2 ご記入にあたっては、ボールペン又は鉛筆を使用してください。
- 3 質問項目は、平成24年10月1日現在の状況でご記入をお願いします。
- 4 回答は、該当する項目を選択し、○で囲んでください。
なお、設問によっては2つ以上○をつけていただく場合や、数字を記入していただく場合がございますので、説明にしたがってご記入をお願いします。

I あなたとご家族についておたずねします。

問1 あなたの年齢はおいくつですか。

- ① 20才未満 ② 20才～24才 ③ 25才～29才 ④ 30才～34才 ⑤ 35才～39才
⑥ 40才～44才 ⑦ 45才～49才 ⑧ 50才～54才 ⑨ 55才～59才 ⑩ 60才以上

問2 お子さんは何人ですか。同居していないお子さんも含めてお答えください。

- ① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

問3 同居しているお子さんは何人ですか。

- ① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

問4 同居しているお子さんのうち、就学前（小学校入学前）のお子さんは何人ですか。

- ① 0人 ② 1人 ③ 2人 ④ 3人以上

問5 同居しているお子さんのうち、小学生・中学生・高校生のお子さんは何人ですか。

- ① 0人 ② 1人 ③ 2人 ④ 3人以上

問6 高校卒業後に進学（大学・専門学校）されているお子さんは何人いますか。同居していないお子さんも含めてお答え下さい。

- ① 0人 ② 1人 ③ 2人 ④ 3人以上

問7 同居しているお子さんのうち、学業（中学・高校・大学・専門学校）を終えたお子さんの状況をおたずねします。あてはまるものすべてに○をつけて、カッコの中に人数を記入して下さい。

- ① 仕事をしている（ 人） ② 仕事を探している（ 人） ③ その他（ 人）

問8 お子さん以外に同居している親族の方はいますか。あてはまる方すべてに○をつけてください。

- ① あなたのお父さん ② あなたのお母さん ③ あなたの兄弟姉妹 ④ あなたの祖父
⑤ あなたの祖母 ⑥ その他（ ）

問9 あなたがひとり親家庭となった理由は、次のうちどれにあたりますか。

- ① 死別 ② 離婚 ③ 未婚 ④ その他（ ）

問 10 ひとり親家庭になったときに、困ったことであてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 住宅の確保 ② 家計 ③ 仕事 ④ 子育て ⑤ 家事 ⑥ その他 ()

問 11 現在の生活をどのように思われますか。

- ① とても満足している ② まあ満足している
③ 満足していない ④ どちらともいえない

問 12 現在、あなたが困っていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 住宅の確保 ② 家計 ③ 仕事 ④ 子育て ⑤ 家事 ⑥ 自分の健康
⑦ 親族の健康、介護 ⑧ 特にない ⑨ その他 ()

問 13 あなたは、今後の生活（経済的・子育て等）に対して、不安を感じていますか。

- ① 感じる ② やや感じる ③ 感じない ④ わからない

Ⅱ 住居の状況についておたずねします。

問 14 あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。

- ① 持ち家（一戸建・分譲マンション） ② 借家・アパート・賃貸マンション
③ 公営住宅等（道・市・雇用促進・UR等） ④ 両親など親類の家に同居
⑤ その他 ()

問 15 問 14 で②又は③に○をつけた方におたずねします。現在の一月の家賃はどのくらいですか。

- ① 20,000 円未満 ② 20,000 円以上から 25,000 円未満
③ 25,000 円以上から 30,000 円未満 ④ 30,000 円以上から 35,000 円未満
⑤ 35,000 円以上から 40,000 円未満 ⑥ 40,000 円以上から 45,000 円未満
⑦ 45,000 円以上から 50,000 円未満 ⑧ 50,000 円以上から 55,000 円未満
⑨ 55,000 円以上から 60,000 円未満 ⑩ 60,000 円以上

問 16 あなたは、現在のお住まいから、転居したいと考えていますか。

- ① 転居したいと考えている ② 転居は考えていない

問 17 問 16 で「転居したいと考えている」と回答した方におたずねします。その理由について、あてはまる主なもの 1 つに○をつけてください。

- ① 家賃が高い ② 家が狭い ③ 仕事の都合 ④ 周囲の環境がよくない
⑤ 建物が古い ⑥ 子どもの通園・通学の都合 ⑦ その他 ()

問 18 問 16 で「転居したいと考えている」と回答した方におたずねします。転居する場合、ご希望のお住まいについて、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- ① 持ち家（一戸建・分譲マンション） ② 借家・アパート・賃貸マンション
③ 公営住宅等（道・市・雇用促進・UR等） ④ 両親など親類の家に同居 ⑤ その他 ()

問 26 現在の仕事を見つけるのに、困ったこと（子ども・資格・就労条件など）について、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 保育所等の子どもの預け先が見つからない ② 家族の子育てへの協力が得られない
③ 雇用主の子育てへの理解が得られない ④ 希望する就労条件にあてはまる仕事がない
⑤ 資格や免許を持っていない ⑥ その他（ ）

問 27 現在の仕事について、悩みや不満をお持ちですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 朝が早い ② 帰りが遅い ③ 通勤時間が長い ④ 勤務時間が長い
⑤ 夜勤や交代勤務がある ⑥ 残業が多い ⑦ 休みが取りにくい ⑧ 収入が少ない
⑨ 資格を活かせない ⑩ 雇用や身分が不安定 ⑪ 昇給・昇進が遅い ⑫ 仕事の内容
⑬ 職場の人間関係 ⑭ 子どもと接する時間が持てない ⑮ その他（ ）

問 28 現在の仕事について今後どう考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 今の仕事を続けたい ② 仕事の内容をかえたい ③ 勤め先をかえたい
④ フルタイムの仕事にかわりたい ⑤ パートの仕事にかわりたい
⑥ 仕事をやめたい ⑦ その他（ ）

**問 29～問 31 は問 19 で「働いていない」と回答した方におたずねします。
問 19 で「働いている」と回答した方は問 32 へ進んでください。**

問 29 問 19 で「働いていない」と回答した方におたずねします(問 31 まで同様)。仕事についていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 子どもの面倒をみるため ② 保育所等の子どもの預け先が見つからないため
③ 病気や怪我のため ④ 親族の世話・介護のため ⑤ 仕事が見つからないため
⑥ 働かなくても生活できるため ⑦ 両親など親族の援助があるため
⑧ その他（ ）

問 30 あなたは今後、仕事につきたいと思いますか。

- ① 今、仕事を探している ② 環境を整えば仕事につきたい
③ 仕事につく必要がない ④ 今のところわからない

問 31 問 30 で①又は②に○をつけた方におたずねします。どのような雇用形態の仕事につきたいと思えますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 正社員・正職員（雇用期間1年以上） ② 派遣社員
③ パート・アルバイト（雇用期間1年未満） ④ 会社などの役員
⑤ 自営業・内職 ⑥ 家族従業者 ⑦ その他（ ）

問 32 ここからは、すべての方におたずねします。ひとり親家庭となった直後、仕事はどうしましたか。

- ① 引き続き同じ仕事をした ② 仕事に就いていなかったが、新たに仕事を始めた
③ 転職した ④ 仕事に就かなかった

問 56 高校生のお子さんがいる方におたずねします。お子さんは放課後、どなたと（どこで）過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- ① あなた自身 ② 同居の親 ③ 同居していない親
④ 親以外の親族 ⑤ 児童会館 ⑥ 友人・知人
⑦ 家で過ごす ⑧ 塾・部活動など ⑨ その他（ ）

問 57 お子さんと一緒に朝食をとるのは、週のうち何日くらいですか。

- ① ほとんど毎日 ② 週に半分くらい ③ ほとんどない

問 58 お子さんと一緒に夕食をとるのは、週のうち何日くらいですか。

- ① ほとんど毎日 ② 週に半分くらい ③ ほとんどない

問 59 現在、お子さんのことで悩んでいることがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 子どもとの団らんや話し合いの時間がもてない ② 子どもの病気・身体的精神的問題について
③ 子どもが発達のこと ④ 子どものしつけのこと
⑤ 子どもの学校や保育所等での生活状況について ⑥ 子どもの友達関係について
⑦ 子どもの不良行為について ⑧ 子どもの教育・進路について
⑨ 子どもの就職について ⑩ 子どもを希望した保育所等に預けられない
⑪ 特に悩みはない ⑫ その他（ ）

問 60 あなたが病気の時、お子さんの世話や、あなたの身の回りの世話はどなたに頼みますか。主なもの1つに○をつけてください。

- ① 同居の親 ② 同居していない親 ③ 親以外の親族
④ 友人・知人 ⑤ 職場の同僚 ⑥ 母子寡婦福祉団体の支援員
⑦ ホームヘルパー ⑧ さっぽろ子育てサポートセンター
⑨ こども緊急サポートネットワーク ⑩ 児童施設などの一時入所
⑪ 誰もいない ⑫ その他（ ）

問 61 お子さんの習い事について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① そろばん・習字 ② 学習塾・家庭教師（子どもクラブを含む）
③ 通信教育 ④ スポーツ（水泳・バレエなど）
⑤ 音楽（ピアノなど） ⑥ 語学（英会話など） ⑦ その他（ ）
⑧ 習わせていない

問 62 お子さんの最終学歴として期待するものを1つだけ選んでください。

- ① 中学校卒業 ② 高校卒業 ③ 専門学校卒業 ④ 短大卒業
⑤ 大学卒業（4年制） ⑥ 大学院 ⑦ その他（ ）

職業分類一覧表

番号	職業分類名	内容例示(平成23年度)	備考
1	専門的・技術的職業従事者	<p>自然・人文・社会科学系研究者 技術者(農林水産業、食品、金属、機械・自動車・航空機、電気・電子、化学、建築・土木・測量、情報処理・通信 等) 保健医療従事者(医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科技工士、栄養士、柔道整復師、理学療法士 等) 社会福祉専門職業従事者(保育士、ケースワーカー 等) 法務従事者(裁判官、弁護士、弁理士、司法書士 等) 経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士、社会保険労務士、経営コンサルタント 等) 教員 宗教家 著述家 記者 編集者 美術家 デザイナー 写真家 映像撮影者 音楽家 俳優 舞踏家 演芸家 個人教師(学習指導、生花・茶道等) 職業スポーツ従事者 司書 通訳 行政書士 無線通信士 等</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 検察・裁判所事務官(03) 看護助手・歯科助手(11) 調理師(11) 理容師(11) 美容師(11) クリーニング師(11) 易者・祈とう師(11)</p>	
2	管理的職業従事者	<p>管理的公務員(議員、各省庁局長・課長、地方自治体助役・収入役 等) 法人・団体役員(会社社長、会社取締役、財団・社団法人理事 等) 法人・団体管理職員(等の部長・課長 工場経営者 牧場経営者 旅館経営者 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 保健所長(01) 駅助役(03) 小売・卸売店主(04) 飲食店主(11)</p>	
3	事務従事者	<p>一般事務従事者(庶務事務員、受付・案内事務員、電話交換手、秘書 等) 会計事務従事者、生産関連事務従事者、営業販売事務従事者 外勤事務従事者(電気・水道・ガス料金集金人、統計調査員、検針員 等) 運輸・郵便事務従事者(旅客係、貨物係、郵便窓口事務員 等) キーパンチャー コンピューターオペレーター タイピスト 等</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 行政書士(01) 速記者(01) レジスター係(04) 銀行外務員(04) 保険外交員(04) 郵便集配員(10) 電報配達員(10)</p>	
4	販売従事者	<p>商品販売従事者(小売・卸売店主、販売店員、レジスター係、野菜行商人、屋台飲食店主、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員 等) 販売類似職業従事者(不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人、質屋店主・店員、有価証券売買・仲立人、金融仲立人 等) 営業職業従事者(食料品、化学品、医薬品、機械器具、通信・システム、金融・保険、不動産 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 薬局店主(薬剤師)(01) 人材派遣あっせん事務員(03) 飲食店主(11) ウェイトレス・ウェ이터(11)</p>	
5	農林漁業従事者	<p>農業従事者(農耕・養蚕・養畜従事者、植木職、造園師 等) 林業従事者(育林・伐木・造材従事者、製炭・製薪作業員 等) 漁業従事者(漁労従事者、海草・貝採取従事者、水産養殖従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 漁業関係無線通信士(01) 皮はぎ工(07)</p>	

6	保安職業従事者	保安職業従事者(自衛官、警察官、海上保安官、看守、麻薬取締官、税関監視官、消防員、守衛、ガードマン(ウーマン)、交通巡視員、児童交通擁護員等) ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 山林監視員(05) 線路保安員(09)	
7	生産工程従事者	金属材料製造従事者 化学製品製造従事者 窯業・土石製品製造従事者 金属加工従事者 一般機械器具組立・修理従事者 電気機械器具組立・修理従事者 輸送機械組立・修理従事者 計量計測機器・光学機械器具組立・修理従事者 食料品製造従事者 飲料・たばこ製造従事者 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 木・紙製品製造従事者 印刷・製本従事者 ゴム・プラスチック製品製造従事者 革・革製品製造業者	
8	輸送・機械運転従事者	電車・機関車の運転手 バス・タクシー等自動車運転手 船長・航海士・運航士(漁労船を除く) 水先人 船舶機関長・機関士(漁労船を除く) 航空機操縦士・航空機関士 車掌 甲板員 船舶技士 フォークリフト運転手 等 ボイラーオペレーター クレーン・ウィンチ運転者 等	
9	建設・採掘従事者	建設従事者(とび職、大工、屋根ふき工、左官)、 電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者 ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 測量士(01)	
10	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者(郵便配達員、電報配達員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫作業従事者、配達員) 清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、道路・公園清掃員、ごみ・し尿処理従事者、作業廃棄物処理従事者) 包装工、グラウンドキーパー、用務員(学校)	
11	サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦、家事手伝い 等) 介護サービス職業従事者(介護職員、ホームヘルパー 等) 保険医療サービス職業従事者(看護助手、歯科助手 等) 生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング師 等) 飲食物調理従事者(調理人、バーテンダー 等) 接客・給仕職業従事者(ウェイトレス・ウェイター、スチュワーデス、ホステス・ホスト、旅館主・支配人・番頭 等) 居住施設・ビル等管理人(アパート・寮管理人、駐車場管理人 等) 旅行・観光案内人 クローク係 ファッションモデル トリマー 等 ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 土地家屋周旋人(04) 電話売買仲介人(04) 観光バス車掌(08) 清掃員(10)	
12	その他の就業者		
12-1	在宅就業者	在宅勤務者、サテライトオフィサー、モバイルワーカー、在宅ワーカー	
12-2	個人事業主	個人経営者、個人業者	
12-3	その他	職業分類番号01～14-2のいずれにも該当しない場合をいう	

ひとり親家庭（父子家庭）の生活と意識に関する調査

●調査票の記入方法について

- 1 この調査票は、ひとり親のあなたご本人がご記入して下さい。
- 2 ご記入にあたっては、ボールペン又は鉛筆を使用してください。
- 3 質問項目は、平成24年10月1日現在の状況でご記入をお願いします。
- 4 回答は、該当する項目を選択し、○で囲んでください。
なお、設問によっては2つ以上○をつけていただく場合や、数字を記入していただく場合がございますので、説明にしたがってご記入をお願いします。

I あなたとご家族についておたずねします。

問1 あなたの年齢はおいくつですか。

- ① 20才未満 ② 20才～24才 ③ 25才～29才 ④ 30才～34才 ⑤ 35才～39才
⑥ 40才～44才 ⑦ 45才～49才 ⑧ 50才～54才 ⑨ 55才～59才 ⑩ 60才以上

問2 お子さんは何人ですか。同居していないお子さんも含めてお答えください。

- ① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

問3 同居しているお子さんは何人ですか。

- ① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

問4 同居しているお子さんのうち、就学前（小学校入学前）のお子さんは何人ですか。

- ① 0人 ② 1人 ③ 2人 ④ 3人以上

問5 同居しているお子さんのうち、小学生・中学生・高校生のお子さんは何人ですか。

- ① 0人 ② 1人 ③ 2人 ④ 3人以上

問6 高校卒業後に進学（大学・専門学校）されているお子さんは何人いますか。同居していないお子さんも含めてお答え下さい。

- ① 0人 ② 1人 ③ 2人 ④ 3人以上

問7 同居しているお子さんのうち、学業（中学・高校・大学・専門学校）を終えたお子さんの状況をおたずねします。あてはまるものすべてに○をつけて、カッコの中に人数を記入して下さい。

- ① 仕事をしている（ 人） ② 仕事を探している（ 人） ③ その他（ 人）

問8 お子さん以外に同居している親族の方はいますか。あてはまる方すべてに○をつけてください。

- ① あなたのお父さん ② あなたのお母さん ③ あなたの兄弟姉妹 ④ あなたの祖父
⑤ あなたの祖母 ⑥ その他（ ）

問9 あなたがひとり親家庭となった理由は、次のうちどれにあたりますか。

- ① 死別 ② 離婚 ③ 未婚 ④ その他（ ）

問 10 ひとり親家庭になったときに、困ったことであてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 住宅の確保 ② 家計 ③ 仕事 ④ 子育て ⑤ 家事 ⑥ その他 ()

問 11 現在の生活をどのように思われますか。

- ① とても満足している ② まあ満足している
③ 満足していない ④ どちらともいえない

問 12 現在、あなたが困っていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 住宅の確保 ② 家計 ③ 仕事 ④ 子育て ⑤ 家事 ⑥ 自分の健康
⑦ 親族の健康、介護 ⑧ 特にない ⑨ その他 ()

問 13 あなたは、今後の生活（経済的・子育て等）に対して、不安を感じていますか。

- ① 感じる ② やや感じる ③ 感じない ④ わからない

Ⅱ 住居の状況についておたずねします。

問 14 あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。

- ① 持ち家（一戸建・分譲マンション） ② 借家・アパート・賃貸マンション
③ 公営住宅等（道・市・雇用促進・UR等） ④ 両親など親類の家に同居
⑤ その他 ()

問 15 問 14 で②又は③に○をつけた方におたずねします。現在の一月の家賃はどのくらいですか。

- ① 20,000 円未満 ② 20,000 円以上から 25,000 円未満
③ 25,000 円以上から 30,000 円未満 ④ 30,000 円以上から 35,000 円未満
⑤ 35,000 円以上から 40,000 円未満 ⑥ 40,000 円以上から 45,000 円未満
⑦ 45,000 円以上から 50,000 円未満 ⑧ 50,000 円以上から 55,000 円未満
⑨ 55,000 円以上から 60,000 円未満 ⑩ 60,000 円以上

問 16 あなたは、現在のお住まいから、転居したいと考えていますか。

- ① 転居したいと考えている ② 転居は考えていない

問 17 問 16 で「転居したいと考えている」と回答した方におたずねします。その理由について、あてはまる主なもの 1 つに○をつけてください。

- ① 家賃が高い ② 家が狭い ③ 仕事の都合 ④ 周囲の環境がよくない
⑤ 建物が古い ⑥ 子どもの通園・通学の都合 ⑦ その他 ()

問 18 問 16 で「転居したいと考えている」と回答した方におたずねします。転居する場合、ご希望のお住まいについて、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- ① 持ち家（一戸建・分譲マンション） ② 借家・アパート・賃貸マンション
③ 公営住宅等（道・市・雇用促進・UR等） ④ 両親など親類の家に同居 ⑤ その他 ()

問 26 現在の仕事を見つけるのに、困ったこと（子ども・資格・就労条件など）について、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 保育所等の子どもの預け先が見つからない ② 家族の子育てへの協力が得られない
③ 雇用主の子育てへの理解が得られない ④ 希望する就労条件にあてはまる仕事がない
⑤ 資格や免許を持っていない ⑥ その他（ ）

問 27 現在の仕事について、悩みや不満をお持ちですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 朝が早い ② 帰りが遅い ③ 通勤時間が長い ④ 勤務時間が長い
⑤ 夜勤や交代勤務がある ⑥ 残業が多い ⑦ 休みが取りにくい ⑧ 収入が少ない
⑨ 資格を活かせない ⑩ 雇用や身分が不安定 ⑪ 昇給・昇進が遅い ⑫ 仕事の内容
⑬ 職場の人間関係 ⑭ 子どもと接する時間が持てない ⑮ その他（ ）

問 28 現在の仕事について今後どう考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 今の仕事を続けたい ② 仕事の内容をかえたい ③ 勤め先をかえたい
④ フルタイムの仕事にかわりたい ⑤ パートの仕事にかわりたい
⑥ 仕事をやめたい ⑦ その他（ ）

問 29～問 31 は問 19 で「働いていない」と回答した方におたずねします。
問 19 で「働いている」と回答した方は問 32 へ進んでください。

問 29 問 19 で「働いていない」と回答した方におたずねします(問 31 まで同様)。仕事についていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 子どもの面倒をみるため ② 保育所等の子どもの預け先が見つからないため
③ 病気や怪我のため ④ 親族の世話・介護のため ⑤ 仕事が見つからないため
⑥ 働かなくても生活できるため ⑦ 両親など親族の援助があるため
⑧ その他（ ）

問 30 あなたは今後、仕事につきたいと思いますか。

- ① 今、仕事を探している ② 環境を整えば仕事につきたい
③ 仕事につく必要がない ④ 今のところわからない

問 31 問 30 で①又は②に○をつけた方におたずねします。どのような雇用形態の仕事につきたいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 正社員・正職員（雇用期間1年以上） ② 派遣社員
③ パート・アルバイト（雇用期間1年未満） ④ 会社などの役員
⑤ 自営業・内職 ⑥ 家族従業者 ⑦ その他（ ）

問 32 ここからは、すべての方におたずねします。ひとり親家庭となった直後、仕事はどうしましたか。

- ① 引き続き同じ仕事をした ② 仕事に就いていなかったが、新たに仕事を始めた
③ 転職した ④ 仕事に就かなかった

問 56 高校生のお子さんがいる方におたずねします。お子さんは放課後、どなたと（どこで）過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- ① あなた自身 ② 同居の親 ③ 同居していない親
④ 親以外の親族 ⑤ 児童会館 ⑥ 友人・知人
⑦ 家で過ごす ⑧ 塾・部活動など ⑨ その他（ ）

問 57 お子さんと一緒に朝食をとるのは、週のうち何日くらいですか。

- ① ほとんど毎日 ② 週に半分くらい ③ ほとんどない

問 58 お子さんと一緒に夕食をとるのは、週のうち何日くらいですか。

- ① ほとんど毎日 ② 週に半分くらい ③ ほとんどない

問 59 現在、お子さんのことで悩んでいることがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 子どもとの団らんや話し合いの時間がもてない ② 子どもの病気・身体的精神的問題について
③ 子どもが発達のこと ④ 子どものしつけのこと
⑤ 子どもの学校や保育所等での生活状況について ⑥ 子どもの友達関係について
⑦ 子どもの不良行為について ⑧ 子どもの教育・進路について
⑨ 子どもの就職について ⑩ 子どもを希望した保育所等に預けられない
⑪ 特に悩みはない ⑫ その他（ ）

問 60 あなたが病気の時、お子さんの世話や、あなたの身の回りの世話はどなたに頼みますか。主なもの1つに○をつけてください。

- ① 同居の親 ② 同居していない親 ③ 親以外の親族
④ 友人・知人 ⑤ 職場の同僚 ⑥ 母子寡婦福祉団体の支援員
⑦ ホームヘルパー ⑧ さっぽろ子育てサポートセンター
⑨ こども緊急サポートネットワーク ⑩ 児童施設などの一時入所
⑪ 誰もいない ⑫ その他（ ）

問 61 お子さんの習い事について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① そろばん・習字 ② 学習塾・家庭教師（子どもクラブを含む）
③ 通信教育 ④ スポーツ（水泳・バレエなど）
⑤ 音楽（ピアノなど） ⑥ 語学（英会話など） ⑦ その他（ ）
⑧ 習わせていない

問 62 お子さんの最終学歴として期待するものを1つだけ選んでください。

- ① 中学校卒業 ② 高校卒業 ③ 専門学校卒業 ④ 短大卒業
⑤ 大学卒業（4年制） ⑥ 大学院 ⑦ その他（ ）

職業分類一覧表

番号	職業分類名	内容例示(平成23年度)	備考
1	専門的・技術的職業従事者	<p>自然・人文・社会科学系研究者 技術者(農林水産業、食品、金属、機械・自動車・航空機、電気・電子、化学、建築・土木・測量、情報処理・通信 等) 保健医療従事者(医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科技工士、栄養士、柔道整復師、理学療法士 等) 社会福祉専門職業従事者(保育士、ケースワーカー 等) 法務従事者(裁判官、弁護士、弁理士、司法書士 等) 経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士、社会保険労務士、経営コンサルタント 等) 教員 宗教家 著述家 記者 編集者 美術家 デザイナー 写真家 映像撮影者 音楽家 俳優 舞踏家 演芸家 個人教師(学習指導、生花・茶道等) 職業スポーツ従事者 司書 通訳 行政書士 無線通信士 等</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 検察・裁判所事務官(03) 看護助手・歯科助手(11) 調理師(11) 理容師(11) 美容師(11) クリーニング師(11) 易者・祈とう師(11)</p>	
2	管理的職業従事者	<p>管理的公務員(議員、各省庁局長・課長、地方自治体助役・収入役 等) 法人・団体役員(会社社長、会社取締役、財団・社団法人理事 等) 法人・団体管理職員(等の部長・課長 工場経営者 牧場経営者 旅館経営者 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 保健所長(01) 駅助役(03) 小売・卸売店主(04) 飲食店主(11)</p>	
3	事務従事者	<p>一般事務従事者(庶務事務員、受付・案内事務員、電話交換手、秘書 等) 会計事務従事者、生産関連事務従事者、営業販売事務従事者 外勤事務従事者(電気・水道・ガス料金集金人、統計調査員、検針員 等) 運輸・郵便事務従事者(旅客係、貨物係、郵便窓口事務員 等) キーパンチャー コンピューターオペレーター タイピスト 等</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 行政書士(01) 速記者(01) レジスター係(04) 銀行外務員(04) 保険外交員(04) 郵便集配員(10) 電報配達員(10)</p>	
4	販売従事者	<p>商品販売従事者(小売・卸売店主、販売店員、レジスター係、野菜行商人、屋台飲食店主、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員 等) 販売類似職業従事者(不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人、質屋店主・店員、有価証券売買・仲立人、金融仲立人 等) 営業職業従事者(食料品、化学品、医薬品、機械器具、通信・システム、金融・保険、不動産 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 薬局店主(薬剤師)(01) 人材派遣あっせん事務員(03) 飲食店主(11) ウェイトレス・ウェイター(11)</p>	
5	農林漁業従事者	<p>農業従事者(農耕・養蚕・養畜従事者、植木職、造園師 等) 林業従事者(育林・伐木・造材従事者、製炭・製薪作業員 等) 漁業従事者(漁労従事者、海草・貝採取従事者、水産養殖従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 漁業関係無線通信士(01) 皮はぎ工(07)</p>	

6	保安職業従事者	保安職業従事者(自衛官、警察官、海上保安官、看守、麻薬取締官、税関監視官、消防員、守衛、ガードマン(ウーマン)、交通巡視員、児童交通擁護員等) ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 山林監視員(05) 線路保安員(09)	
7	生産工程従事者	金属材料製造従事者 化学製品製造従事者 窯業・土石製品製造従事者 金属加工従事者 一般機械器具組立・修理従事者 電気機械器具組立・修理従事者 輸送機械組立・修理従事者 計量計測機器・光学機械器具組立・修理従事者 食料品製造従事者 飲料・たばこ製造従事者 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 木・紙製品製造従事者 印刷・製本従事者 ゴム・プラスチック製品製造従事者 革・革製品製造業者	
8	輸送・機械運転従事者	電車・機関車の運転手 バス・タクシー等自動車運転手 船長・航海士・運航士(漁労船を除く) 水先人 船舶機関長・機関士(漁労船を除く) 航空機操縦士・航空機関士 車掌 甲板員 船舶技士 フォークリフト運転手 等 ボイラーオペレーター クレーン・ウィンチ運転者 等	
9	建設・採掘従事者	建設従事者(とび職、大工、屋根ふき工、左官)、 電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者 ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 測量士(01)	
10	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者(郵便配達員、電報配達員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫作業従事者、配達員) 清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、道路・公園清掃員、ごみ・し尿処理従事者、作業廃棄物処理従事者) 包装工、グラウンドキーパー、用務員(学校)	
11	サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦、家事手伝い 等) 介護サービス職業従事者(介護職員、ホームヘルパー 等) 保険医療サービス職業従事者(看護助手、歯科助手 等) 生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング師 等) 飲食物調理従事者(調理人、バーテンダー 等) 接客・給仕職業従事者(ウェイトレス・ウェイター、スチュワーデス、ホステス・ホスト、旅館主・支配人・番頭 等) 居住施設・ビル等管理人(アパート・寮管理人、駐車場管理人 等) 旅行・観光案内人 クローク係 ファッションモデル トリマー 等 ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 土地家屋周旋人(04) 電話売買仲介人(04) 観光バス車掌(08) 清掃員(10)	
12	その他の就業者		
12-1	在宅就業者	在宅勤務者、サテライトオフィサー、モバイルワーカー、在宅ワーカー	
12-2	個人事業主	個人経営者、個人業者	
12-3	その他	職業分類番号01～14-2のいずれにも該当しない場合をいう	

ひとり親家庭（寡婦）の生活と意識に関する調査

●調査票の記入方法について

- 1 この調査票は、ひとり親のあなたご本人がご記入して下さい。
- 2 ご記入にあたっては、ボールペン又は鉛筆を使用してください。
- 3 質問項目は、平成24年10月1日現在の状況でご記入をお願いします。
- 4 回答は、該当する項目を選択し、○で囲んでください。
なお、設問によっては2つ以上○をつけていただく場合や、数字を記入していただく場合がございますので、説明にしたがってご記入をお願いします。

I あなたとご家族についておたずねします。

問1 あなたの年齢はおいくつですか。

- ① 35才未満 ② 35才～39才 ③ 40才～44才 ④ 45才～49才 ⑤ 50才～54才
⑥ 55才～59才 ⑦ 60才～64才 ⑧ 65才～69才 ⑨ 70才以上

問2 お子さんは何人ですか。同居していないお子さんも含めてお答えください。

- ① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

問3 同居している親族の方はいますか。あてはまる方すべてに○をつけてください。

- ① あなたのお子さん ② あなたのお父さん ③ あなたのお母さん
④ あなたの兄弟姉妹 ⑤ あなたの祖父 ⑥ あなたの祖母 ⑦ その他（ ）

問4 あなたがひとり親家庭となった理由は、次のうちどれにあたりますか。

- ① 死別 ② 離婚 ③ 未婚 ④ その他（ ）

問5 ひとり親家庭になったときに、困ったことであてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 住宅の確保 ② 家計 ③ 仕事 ④ 子育て ⑤ 家事 ⑥ その他（ ）

問6 現在の生活をどのように思われますか。

- ① とても満足している ② まあ満足している
③ 満足していない ④ どちらともいえない

問7 現在、あなたが困っていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 住宅の確保 ② 家計 ③ 仕事 ④ 子育て ⑤ 家事 ⑥ 自分の健康
⑦ 親族の健康、介護 ⑧ 特にない ⑨ その他（ ）

問8 あなたは、今後の生活（経済的・子育て等）に対して、不安を感じていますか。

- ① 感じる ② やや感じる ③ 感じない ④ わからない

問 16 雇用形態は次のどれになりますか。もっとも近いもの1つに○をつけてください。なお、2つ以上のお仕事をされている方は、主としている仕事でお答えください。

- ① 正社員・正職員（雇用期間1年以上） ② 派遣社員
③ パート・アルバイト（雇用期間1年未満） ④ 会社などの役員
⑤ 自営業・内職 ⑥ 家族従業者 ⑦ その他（ ）

問 17 あなたの現在の仕事は次のどれにあたりますか。主なもの1つに○をつけてください。（別紙「職業分類一覧表」をご参照ください。）

- ① 専門的・技術的職業（看護師・保健師・保育士・教員など）
② 管理的職業（会社の役員・管理職など） ③ 事務
④ 販売（スーパー・商店の店員など） ⑤ 営業・セールス（保険業など）
⑥ 農・林・漁業 ⑦ 製造・建設業（製造・加工・組み立て・建設・修理などの従事者）
⑧ 輸送・運輸・通信（職業運転手・同助手・荷役など運輸従事者・通信従事者）
⑨ 技能的職業（家政婦・介護職員・理容・美容師・調理師など）
⑩ 接客サービス（接客業・飲食業など） ⑪ その他（ ）

問 18 あなたの一週間の労働時間は、おおむね何時間ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

※ 仕事が複数ある場合はその合計をお答えください。

- ① 10時間未満 ② 10時間～20時間未満 ③ 20時間～30時間未満
④ 30時間～40時間未満 ⑤ 40時間以上 ⑥ 一定していない

問 19 あなたの帰宅時間は、何時頃ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 午後6時以前 ② 午後6時～午後8時までの間 ③ 午後8時～午後10時までの間
④ 午後10時～午後12時までの間 ⑤ 深夜・早朝 ⑥ 交代制勤務などで一定しない

問 20 現在のお仕事はどのようにして見つけられましたか。もっとも近いもの1つに○をつけてください。

- ① ハローワーク ② 母子家庭等就業支援センター ③ 札幌市就業サポートセンター
④ 新聞広告 ⑤ アルバイト情報誌 ⑥ 友人・知人の紹介 ⑦ 親・親戚の紹介
⑧ 学校の紹介 ⑨ インターネット ⑩ その他（ ）

問 21 現在の仕事について、悩みや不満をお持ちですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 朝が早い ② 帰りが遅い ③ 通勤時間が長い ④ 勤務時間が長い
⑤ 夜勤や交代勤務がある ⑥ 残業が多い ⑦ 休みが取りにくい ⑧ 収入が少ない
⑨ 資格を活かせない ⑩ 雇用や身分が不安定 ⑪ 昇給・昇進が遅い ⑫ 仕事の内容
⑬ 職場の人間関係 ⑭ 子どもと接する時間が持てない ⑮ その他（ ）

問 22 現在の仕事について今後どう考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 今の仕事を続けたい ② 仕事の内容をかえたい ③ 勤め先をかえたい
④ フルタイムの仕事にかわりたい ⑤ パートの仕事にかわりたい
⑥ 仕事をやめたい ⑦ その他（ ）

職業分類一覧表

番号	職業分類名	内容例示(平成23年度)	備考
1	専門的・技術的職業従事者	<p>自然・人文・社会科学系研究者 技術者(農林水産業、食品、金属、機械・自動車・航空機、電気・電子、化学、建築・土木・測量、情報処理・通信 等) 保健医療従事者(医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科技工士、栄養士、柔道整復師、理学療法士 等) 社会福祉専門職業従事者(保育士、ケースワーカー 等) 法務従事者(裁判官、弁護士、弁理士、司法書士 等) 経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士、社会保険労務士、経営コンサルタント 等) 教員 宗教家 著述家 記者 編集者 美術家 デザイナー 写真家 映像撮影者 音楽家 俳優 舞踏家 演芸家 個人教師(学習指導、生花・茶道等) 職業スポーツ従事者 司書 通訳 行政書士 無線通信士 等</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 検察・裁判所事務官(03) 看護助手・歯科助手(11) 調理師(11) 理容師(11) 美容師(11) クリーニング師(11) 易者・祈とう師(11)</p>	
2	管理的職業従事者	<p>管理的公務員(議員、各省庁局長・課長、地方自治体助役・収入役 等) 法人・団体役員(会社社長、会社取締役、財団・社団法人理事 等) 法人・団体管理職員(等の部長・課長 工場経営者 牧場経営者 旅館経営者 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 保健所長(01) 駅助役(03) 小売・卸売店主(04) 飲食店主(11)</p>	
3	事務従事者	<p>一般事務従事者(庶務事務員、受付・案内事務員、電話交換手、秘書 等) 会計事務従事者、生産関連事務従事者、営業販売事務従事者 外勤事務従事者(電気・水道・ガス料金集金人、統計調査員、検針員 等) 運輸・郵便事務従事者(旅客係、貨物係、郵便窓口事務員 等) キーパンチャー コンピューターオペレーター タイピスト 等</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 行政書士(01) 速記者(01) レジスター係(04) 銀行外務員(04) 保険外交員(04) 郵便集配員(10) 電報配達員(10)</p>	
4	販売従事者	<p>商品販売従事者(小売・卸売店主、販売店員、レジスター係、野菜行商人、屋台飲食店主、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員 等) 販売類似職業従事者(不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人、質屋店主・店員、有価証券売買・仲立人、金融仲立人 等) 営業職業従事者(食料品、化学品、医薬品、機械器具、通信・システム、金融・保険、不動産 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 薬局店主(薬剤師)(01) 人材派遣あっせん事務員(03) 飲食店主(11) ウェイトレス・ウェ이터(11)</p>	
5	農林漁業従事者	<p>農業従事者(農耕・養蚕・養畜従事者、植木職、造園師 等) 林業従事者(育林・伐木・造材従事者、製炭・製薪作業員 等) 漁業従事者(漁労従事者、海草・貝採取従事者、水産養殖従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 等)</p> <p>※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 漁業関係無線通信士(01) 皮はぎ工(07)</p>	

6	保安職業従事者	保安職業従事者(自衛官、警察官、海上保安官、看守、麻薬取締官、税関監視官、消防員、守衛、ガードマン(ウーマン)、交通巡視員、児童交通擁護員等) ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 山林監視員(05) 線路保安員(09)	
7	生産工程従事者	金属材料製造従事者 化学製品製造従事者 窯業・土石製品製造従事者 金属加工従事者 一般機械器具組立・修理従事者 電気機械器具組立・修理従事者 輸送機械組立・修理従事者 計量計測機器・光学機械器具組立・修理従事者 食料品製造従事者 飲料・たばこ製造従事者 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 木・紙製品製造従事者 印刷・製本従事者 ゴム・プラスチック製品製造従事者 革・革製品製造業者	
8	輸送・機械運転従事者	電車・機関車の運転手 バス・タクシー等自動車運転手 船長・航海士・運航士(漁労船を除く) 水先人 船舶機関長・機関士(漁労船を除く) 航空機操縦士・航空機関士 車掌 甲板員 船舶技士 フォークリフト運転手 等 ボイラーオペレーター クレーン・ウィンチ運転者 等	
9	建設・採掘従事者	建設従事者(とび職、大工、屋根ふき工、左官)、 電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者 ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 測量士(01)	
10	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者(郵便配達員、電報配達員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫作業従事者、配達員) 清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、道路・公園清掃員、ごみ・し尿処理従事者、作業廃棄物処理従事者) 包装工、グラウンドキーパー、用務員(学校)	
11	サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦、家事手伝い 等) 介護サービス職業従事者(介護職員、ホームヘルパー 等) 保険医療サービス職業従事者(看護助手、歯科助手 等) 生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング師 等) 飲食物調理従事者(調理人、バーテンダー 等) 接客・給仕職業従事者(ウェイトレス・ウェイター、スチュワーデス、ホステス・ホスト、旅館主・支配人・番頭 等) 居住施設・ビル等管理人(アパート・寮管理人、駐車場管理人 等) 旅行・観光案内人 クローク係 ファッションモデル トリマー 等 ※次のものは、この分類には含まれません。()内の番号です。 土地家屋周旋人(04) 電話売買仲介人(04) 観光バス車掌(08) 清掃員(10)	
12	その他の就業者		
12-1	在宅就業者	在宅勤務者、サテライトオフィサー、モバイルワーカー、在宅ワーカー	
12-2	個人事業主	個人経営者、個人業者	
12-3	その他	職業分類番号01～14-2のいずれにも該当しない場合をいう	

○ パブリックコメントで寄せられた意見結果について

この計画策定に当たって、以下のとおり市民の皆様のご意見を募集いたしました。いただいたご意見を参考として、各種施策を推進してまいります。

- 1 募集期間 平成 25 年 10 月 31 日から 11 月 29 日まで
- 2 意見提出者数・意見件数 6 人・15 件

男女内訳	男性 ・ 1 人	女性 ・ 4 人	不明 ・ 1 人
年代内訳	30 代 ・ 3 人	50 代 ・ 2 人	60 歳 ・ 1 人
意見内訳	第 4 章基本目標 1 「子育て・生活支援の充実」に関するもの		6 件
	第 4 章基本目標 2 「就業支援の充実」に関するもの		2 件
	第 4 章基本目標 4 「経済的支援の推進」		4 件
	その他計画全般に関する意見		3 件

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

番号	素案		意見内容 (要約)	札幌市の考え方
	p	項目		
1	31	第 4 章 基本目標 1 －(1)相談事業の推進	母子寡婦福祉センターで実施している土日夜間相談の各区への拡充やひとり親家庭相談ホットラインなどの実施、相談先が書かれたカードを公共施設や保育園などで配布することを検討して欲しい。また、行政施策が分かりやすく書かれたひとり親家庭向けの手帳を発行して欲しい。	母子寡婦福祉センターでの土日夜間の相談業務は全市を対象とし、電話による相談にも応じております。引き続き相談員がきめ細やかに相談に応じられるよう、研修内容の充実を図ってまいります。また、ひとり親家庭向けの「暮らしのガイド」の充実や相談先が書かれたカードの配布の検討など、行政施策を効果的に情報提供できるよう工夫してまいります。
2	32	第 4 章 基本目標 1 －(4)保育サービスの充実	シングルマザーの子どもを今まで以上に優先的に保育所へ入所させて欲しい。	ひとり親家庭の児童の保育所入所にあたっては、入所基準においてひとり親世帯の優遇措置を設けています。今後も、様々な世帯事情に配慮しつつ、公平性を確保しながら、入所基準を検討してまいります。
3	33	第 4 章 基本目標 1 －(5)ファミリー・サポート・センター事業の推進	自宅に子どもだけを残して働く時など、自宅で子どもを見てもらえるファミリーサポートの充実と助成制度を検討して欲しい。	札幌市では、日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てセンター」と緊急時の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク」の 2 事業を実施しています。 また、「こども緊急サポートネットワーク」での病児・病後児預かりに関しては、平成 25 年 3 月より利用料の補助制度を開始しています。今後も利用状況等を踏まえながら、よりよい制度となるよう努めてまいります。

番号	素案		意見内容 (要約)	札幌市の考え方
	p	項目		
4	34	第4章 基本目標1－ (9)学習支援ボランティア事業の実施	「札幌まなトピア」の会場確保及び費用の軽減、学生ボランティアの大学での単位取得やGPAへの加点、退職した教職員への講師依頼などを検討して欲しい。	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業（さっぽろ・まなトピア）は、平成25年10月より開始したところです。今後、利用実態や運営状況等を検証しながら、制度の充実に努めてまいります。
5	34	第4章 基本目標1－ (10)日常生活支援事業の推進	制度の認知度が低いいため保育園や学童保育などで周知すること、提供会員の研修の充実や利用者アンケートを実施し、より良い制度になるよう検討して欲しい。	日常生活支援事業を含めた様々な支援制度について、効果的な周知方法を検討してまいります。また、利用者からの御意見をいただきながら、提供会員の研修の充実など、よりよい制度となるよう努めてまいります。
6	34	第4章 基本目標1－ (11)公的住宅への入居の優遇	ひとり親家庭の公営住宅優先入居について改善して欲しい。	市営住宅入居抽選の際に、ひとり親家庭に対しては、通常よりも当選確率が高くなる優遇措置を実施しています。近年、優遇措置を受けられる方からの応募が多数あるため、結果として当選しにくいという実情にあります。今後も、様々な世帯事情に配慮しつつ、公平性を確保しながら、入居優遇制度について検討してまいります。
7	36	第4章 基本目標2－ (3)資格・技能習得のための支援の充実	高等技能訓練促進費を受給し資格取得した者を札幌市は優先的に雇用・採用すべき。	高等技能訓練促進費は、看護師や保育士など就職に有利な資格取得を支援するものです。母子家庭等就業支援センター事業をはじめ、新たな就業機会の創出事業の検討などにより、ひとり親家庭等の就業支援の充実に努めてまいります。
8	36		シングルマザーが資格を取るにも中卒では受験資格が無いため、支援が必要ではないか。	
9	39	第4章 基本目標4－ (2) 児童扶養手当制度の推進	児童扶養手当の申請受付では、養育費について申請者の申告に基づき確認しているため、事実と異なることがあると聞いている。そのため、協議離婚の養育費の取決めは、公正証書の作成を積極的に勧め、作成に要した手数料のうち、養育費部分の一部を市が負担するなど、養育費の取決めが公正証書というより有効な方法で行えるような具体的な案を検討してほしい。	公正証書により養育費の取り決めが行われることは、養育費を確保する上で望ましいことと考えられます。このため、適切な情報提供に努めてまいります。

番号	素案		意見内容 (要約)	札幌市の考え方
	p	項目		
10	39	第4章 基本目標4－ (1) 母子寡婦福祉 資金貸付制度 の推進	母子寡婦福祉貸付金においては札幌に保証人がいない場合も貸付けることやホームページで貸付基準を公表して欲しい。	母子寡婦福祉貸付金における連帯保証人については、近郊市町に居住する者、道内に居住する二親等以内の親族を連帯保証人にできる取扱いとしております。ホームページでは制度内容の問い合わせ先を御案内し、貸付基準などについて区役所で相談者の事情を伺いながら、きめ細やかに対応しております。今後もホームページの充実など適切な情報提供に努めてまいります。
11	39	第4章基本目標4－(3)ひとり親家庭等医療費助成制度の推進	母子家庭の母親及び独居の寡婦に対する定期検診の実施や、歯科・婦人科の医療費助成、親の扶養に入っている18歳以上の子どもに対する医療費助成などを検討してほしい。	①定期検診について 当制度において実施することは検討しておりません。本市で実施しているがん検診や、保険者ごとに40歳以上を対象に実施している特定健診等をご活用いただきたいと考えております。なお、札幌市の国民健康保険にご加入されている方で住民税が非課税の方については、特定健診の基本健診については無料で受診できます。
12	39		母子家庭の母には入院の助成や高額医療制度などありますが、少額の出費も厳しいため、通院に対しても助成して欲しい。また、寡婦については通院及び入院の助成を検討して欲しい。	②助成制度について 当制度は、北海道の補助を受け実施している制度であり、道の基準を拡大して実施するには多大な経費を要することから、母子家庭の母親について、通院への本市単独での助成範囲の拡大は難しいものと考えております。また、当制度が20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の保健の向上や福祉の増進を目的とした制度であることから、独居の寡婦等については、当制度としての助成は予定しておりません。
13	-	○その他 (ひとり親家庭数や離婚件数について)	父子家庭と母子家庭が合意のうえ同一世帯になることで多くの問題は解決するので、ひとり親同士のマッチング(カップリング)の支援はどうか。	この計画は、母子寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ策定するものです。この計画の基本理念である「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」の実現に向けて、子育て・生活支援や就業支援など総合的な支援を今後も推進してまいります。

番号	素案		意見内容 (要約)	札幌市の考え方
	p	項目		
14	-	○その他 (ひとり親家庭数や離婚件数について)	離婚届出用紙はホームページからのダウンロードではなく窓口で手渡しすることとし、未成年の子がいる夫婦に対しては離婚届出前に面会交流と養育費の取決めを行うことや公正証書・調停の説明を行うなど、少しでも離婚件数を減らすことが出来るような取組みを行う必要があるのではないかと考えます。	札幌市のホームページでは、市民の方へのサービス向上を目的として、札幌市の各種様式・届出のうち、インターネットで配布可能なものを手続き毎にまとめて掲載しています。また、各区役所では、母子・婦人相談員等が離婚前から各種相談に応じており、養育費の取決めなどについても研修を充実し、適切に相談や情報提供ができるよう努めてまいります。
15	-	○その他 (就学児童の在学中の氏について)	離婚を考える父母の多くは「子の氏」に関して心配します。「児童の名字が変更しても、申し出があれば在学中は児童の氏は従来通りの利用を認めます」といった統一見解があればと考えます。	指導要録など公式の文書については戸籍上の氏を使用しておりますが、学校生活における呼称や、他の児童の目に触れる可能性のある文書における氏の表記については、子どもや保護者の意向を尊重できるようにしております。